

監獄雜誌

第五卷第一号

目 録

- 新年を迎ふるの蕪辭……………(一頁)
北海道集治監 工 藤 賀
- 論説……………(六頁)
監獄學講義(第一回) 小 河 滋 次 郎
- 特別寄書……………(十七頁)
刑法改正の調査あるを聞て所望を記す(續稿) 函 館 散 人
- 寄書……………(二十頁)
廿七年を迎へ併せて希望を述べ 西 海 漁 夫
吾人は格殺制を以て満足すべきや 南 橋 園 主 人
囚人の書籍看讀に付て一言す 南 筑 造 偶 生
- 大阪府の監獄……………(二十頁)
囚人の情願に依り父母妻子兄弟等の寫真を一 函 谷 閑 人
覽せしむるの可否に就て 綿 貫 煙 外 居 士
摩耶山樵夫の屋外竊盜論を讀む 筑 南 熱 心 生
- 假出獄執行及其の精査を當局者に望む……………(二十四頁)
在掃磨姫路 回 天 居 士 稿
- 海外通信……………(三十頁)
獄中のクリスマス 原 胤 昭
- 通信……………(三十六頁)
獄拾件……………(三十九頁)
- 翻譯……………(四十七頁)
刑法第五十六條に規定せる強制教育場の組織 鐵 血 居 士 譯
は如何すべきや(承前) 薩 摩 威 化 院 長 日 本
- 雜報……………(五十三頁)
教諭……………(五十三頁)
明治二十六年中監獄の大紀事 湘 南 生
囚人の訴願權に就て
看守採用規則に就て
北海道集治監教諭諮問會錄事

警察監獄學會發兌

會 告

本會名簿改正ニ際シ購讀者諸君ノ姓名及官名等不明瞭ノ向多々有之調製上甚困難致候間此際名簿用紙呈出スヘキヲ以御繁務中恐縮ノ至リニ候得共本會ノ爲メ御盡力被下候各課若クハ御主任ニ於テ現在購讀者ノ官姓名ノミ難形ニ依リ御記入被下且本會ヨリ御送付ノ如ク(音信文ノ記入ナク)帶封ヲ附シ來ル二月十日ヲ期シ御還付被下度又爾後新タニ御購讀者有之節ハ官名ヲ記シ且御姓名ノ字体ヲ正シクシ御通報相成度此段相願候也

名簿難形

○	○	○
○	○	○
○	○	○
典獄	書記	看守
某	何某	何某

備考 ○欄ハ本會ニテ記入

明治廿七年一月

警察監獄學會

● 教誨叢書第廿四輯目錄(十二月分)

- 教誨 金錢と道徳 留岡幸助
- 心の窓 水崎基一
- 居は志を移す 原胤昭
- 宗 教 神 高山彦九郎之小傳 松村介石
- (眞蹟石摺)
- 監房揭示文意解 原胤昭
- 同情 薇峯樵夫
- 冬宵漫録 宗教と美術及文學 天福堂主人
- 勸 話 歲暮(挿畫) 戸川殘花
- 白露 鹽見看潮生
- 幸福論 第三(完) た、は、生
- 金と鐵の行末 德川家康公の書信 紫苑
- 浮きこゝろ
- 格言 林子平先生いろは歌
- 聯 珠 長者に對する務
- 讀 方

● 會 告

恭 賀 新 正

明治廿七年一月

愛 讀 者 諸 君

警察監獄學會

本卷初刷ノ附録トシテ明治廿六年中ニ係ハル監獄法令ヲ纂集シ司獄官座右ノ提携ニ供セリ亦此有益ノ附録ハ爾後三個月若クハ六ヶ月分ヲ纂集シ引續キ購讀ノ諸彦ヘ進呈センヲ約スヘシ

三池集治監督井誠美君寄贈

一金五圓也

一金二圓也

佐賀縣監獄署松隈健次田尻彌太郎兩君寄贈

右金員懇篤ナル書翰ヲ添ヘ本會ヘ寄贈有之誌上ニ於テ拜謝ス

警察監獄學會出版物廣告

第六版 日本監獄法講義

完

(減價一部金六十五錢)

再版 監獄費國庫支辨論

完

(定價金八錢
全國無遞送料)

再版 獨逸監獄管理法

完

(定價金四十五錢)

第四版 看守必携獄務提要

完

(減價一部金二十四錢)

監內揭示條目辯解

全

(減價一部金十錢)

司法次官清浦奎吾君序文 內務省儲藏務顧問故フタナ、ベ、ハツハ君序文 東京集治監典獄石澤龜吾君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 前宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄小河滋次郎君題

靜岡縣知事小松原英太郎君題述

司法次官清浦奎吾君序文 宇川登三郎君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君及譯

靜岡縣知事小松原英太郎君序文 內務書記官兼法制局警事官文學士都頭啓六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

靜岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監典獄山崎德我君序文 宮城集治監典獄古賀敬君著

監獄雜誌第五卷第一號

●新年を迎ふるの蕪辭

光陰矢の如く早くも明治廿七年とはなれり。既往は夢の如し復た語るを要せず。予輩は新年に會し此一年間に爲すべき事を豫め考按し置かざるべからず。然れども如何せん非才淺學にして未だ確たる成算あると能はず。唯茫然として津涯をさへも望むべからざるを歎するのみ。希ふ所は一に讀者諸君の指教を乞ひ由りて以て聊か我監獄事業の爲めに微力を盡す所あらんと欲するに外ならず。乃此雜誌は讀者諸君共同の機關なり。諸君の意見を交換するの用に供するものあり。本來此雜誌の購讀者諸君は悉皆直接又は間接に監獄事業に關係ある諸君のみなれば。諸君は他に顧慮する所なく滿腹の思想を吐露して紙上に相見るの機會を有せらるべし。事の法律に觸れ又は一個人の榮譽を害するものにあらざるよりは予輩の喜んで媒介の勞を取ると勿論なり。諸君希くは益々進んで本誌を利用せられんとす。

此雜誌の目的は首として讀者諸君の意見を交換するの機關とするにあれば。讀者の範圍も益々廣汎とならんと緊要なり。若し讀者の範圍十分廣汎ならざるときは折角金玉の高論卓説を掲ぐるとも其效果不完全にして言はゞ張合なき次第ならずや。現に三千餘の讀者ありと雖も我國の監獄に従事せらるる諸君の員數に比すれば未だ半數に足らざるに由り。此上の希望には讀者諸君の盡力を以て愈々多數の購讀者を得たきものなり。左すれば諸君の意見は我國の監獄界に徧く行き渡り。諸君の爲めにも如何計り愉快を増し來るとなるべきや。予

輩は只想像するのみにても殆ど踴躍の思に勝へざるなり其上刷出の部數此上増加するに至れば經濟上剩餘を生ずるとなれば予輩は益々奮て紙面の改良を遂行すへし

尋て我國監獄事業の爲めに希望する諸要點を記すれば(一)監獄費國庫支辨案の實行に至らんと是は解散後新に成立する議會を通過して來年度より施行するに至らんと熱望して措かざる所なり結局早晚一度は實行せざるへからざる所の案件なり然れば一年も速に實行して一年も速に改良の實效を奏せんと國家の爲め將た社會の爲めに計りて利ならずや(二)監獄法の制定せられんと是は行刑上の規定には法律を以てするにあらざれば不便なる事項少からざれば予輩の敢て希望する所あり殊に分房制に關する規定を設け何種の囚人は必ず分房制を以て行刑すへしと必行的の命令あらんと監獄改良上第一の要件なるへし(三)刑法の改正、監獄の爲めに利益なる結果を以て終了せんとは言ふ迄もなきとなから行刑上の利害得失をも十分調査究して刑法の改正を施行せられたき者なり(四)貧民教育就中投産院の設置及癲癩白痴者の保護に關する法律を制定せられたきとは是は犯罪豫防の爲めに必要とする所にして今日迄に發布あらざりしは如何のものにやと竊に疑惑する所なり(五)監獄局再興の事逐々此機運に向ひ來ると思はる何卒當局者の盡力ありたきものなり(六)各監獄改築の大計を調査せられたきと並(七)現今の集治監を増設せられたきと集治監の不足は既に覆ふへからざる所の事實と見て可なるか如し故に將來の大計は早計に失すへからざると勿論なれども現行刑法の徒刑囚を拘禁すへき監獄を兎に角新築せんと必要なるへし予輩は北海道の如き地に今後集治監を新設するを欲せざるものなり(八)監獄會議設置の事曩に設けられたる監獄評議委員に就ては近來何の

聞く所なし結局完全なる監獄會議を設けられんとを希望せざるへからざるなり(九)監獄の統計を完全にせられたきと(十)凡て軍隊艦船學校等の一定の需要品は監獄に於て製造せしむへきの法を設けられたきこと(十一)典獄以下監獄諸官の地位を進め其人物を一層精選せられたきと(十二)陸軍歩兵の一部隊を各大監獄に分遣して其外部の警備に充てられたきとは是は方今軍隊の衛戍地少きに由り治く其利益に依り難しと雖尙已むには勝ると勿論なり監内の紀律を益々厲行する以上は囚人の暴行若くは反獄せんとを覺悟せざるへからず然るに看守の人員には餘分なし皆各自の持場に配置しあるとなり故に非常の事變あらんときには頗る難澁なれば監獄外に軍哨あらんと切に望まじき次第なり若し師團兵を分遣し難きとなれば憲兵にても可なり(十三)教誨の事を整備せられたきと我國人は樂して宗教に冷淡なり殊に犯罪人の如き無知無識の割合には惡智好才に長し精神の發達一方に偏傾する不具者をして教義に感激し教法を渴仰せしめんと頗る難事なるか如し古來我國には國民の精神を主宰する所の尊き原素あり予輩は由りて以て教誨の方案を定められんとを希望せざるへからざるなり(十四)出獄人保護及不良少年感化の事を擴充するの方案を定められたきとは是は言ふまでもなく社會事業として發達せしむへく國家は干渉すへきにあらざるとなれども創始の際に幾分か獎勵する所あり且便利を與ふへき法令を發する等の處置なかるへからざるへきなり(十五)次回萬國監獄會議の會期は既に來年に迫れり故に若々準備を整へられんとを希望せざるへからず以上十五ヶ條は予輩の本年に望む所の梗概なり尤其悉皆本年中に成果を見るに至るへからざるは予輩も亦熟知せざるにあらす予輩は讀者諸君と共に益々斯道の進歩發達に盡力せんとを希望するの衷情より豫め目

的を定めて茲に明掲し置くものなり予輩の希望豈唯此等の諸事に止まらんや其詳細に至りては既往將來の紙上に就て諒知せらるべきなり猶讀者諸君に於て予輩の所言に慚焉たらざるところあらは續々玉稿を寄せて教示せらるゝ所あらんとを切望の至りに堪へざるなり

●二十七年の新刊を祝す

北海道集治監 工 藤 襄

烏兔匆匆恰かも矢の如く昨は之れ新年と頼みし二十六年も今や二十七年の佳辰を迎ふると共に疇昔に屬せり噫々歲月の早きこと實に驚くに堪へたり然れども我か監獄事業は彼の舊年を送くり此の新年を迎ふる毎に齡を加へ髪々乎として青年の幼域を脱して壯年の佳域に進行す可きものたるを推想せば亦大に喜ふ可く賀す可きものありて存するなり然り我か最愛の益友たる監獄雜誌も初刊已來身健にして氣剛常に心中活氣と斬新を以て充たす年を経ること五年巻を重ねること五巻而して此間に於て吾人は此の雜誌の恩に沐し恵に浴し學理上實務上新智識を汲收したること果して幾何や知者の腦裏耳者の耳底に今尙は存する處ならん乎

要するに此道改善事業に付ては前途亦將さに漸く多事ならんとす此の時に當り銳意敏捷學理に徴し實際を穿つ眞理闡明當局者實務者をして迷途に陥らしめざる處の指南車にして此の雜誌の右に出づるものは數年の長日月閱讀いたる吾人の證徴する處なり

顧ふに今回又た新年を迎ふると共に從來の材料に比し層層精撰細查斬新奇警慨切適世の記事を掲げ併せて思はざるの新趣向を以て讀者をして思はざるの新智識を汲收せしめんとす嗚呼進所的旺盛の偉業ならすや

吾人は記者に向ひ其厚意を謝すると共に一言の希望す可きものあり記者の胸臆を叩かは必ず廿七年に於て爲す可きものあるを信す

第一 獄政改善の事

第二 地方監獄費國庫支辨の事

第三 第五回萬國監獄會議へ出席者及狀況報告の事

第四 典獄の服制創設及看守長看守服制改正の事

第五 出獄人保護事業

第六 監獄官練習院設置の事

其他幾多幹旋勞を執らざる可からざるものありと雖も就中右に記したる數事の如きは至誠以て奏効の道を講し又は會員に狀況を報するの勞を取り而して將來益々壯康此の最善の雜誌をして此道先覺者たるの實を擧げ以て幾多會員の輿望を満足せしめんとを一言以て祝辭に代ふ

論 說

●監獄學講義(第一回)

小河 滋 次 郎 述

第一篇 監獄の沿革

獄制は刑法と形影、相伴ひ表裏、相對するの關係を有す故に獄制の沿革は一に刑法の歴史と其發達の歩武を同ふすべきこと事理の當さに然らしむる所なり、人衆、相聚つて此に社會を結び國家を成す、社會あれば則ち此に法制あり國家あれば則ち此に政令あり、法令の存する所、之れか犯干を禁治する所のものなるへからず、是れ則ち刑罰の必要ある所以にして何れの世、何れの時か刑罰なくして能く法令の威信を保ち効果を全ふし因つて以て社會國家の治平を保全し得べけんや、史に曰く神武天皇即位の年、罪名若干條を定め其輕重に従ひ贈物を徴し其をして神明に誓て拔除し惡を去り善に遷らしむ若其元惡大慙怙終悛ひるなきものは物部氏よ命し之を戮せしむ又崇神天皇即位の十年武埴安彦出雲振根を誅し履中天皇即位の元年仲皇の謀反を平け其黨阿曇連、濱子等を捕ふ其罪死に當す特に詔して死を宥め之を諒し從たるものは役使に供すと支那にあつては舜典、唐虞の刑法呂刑、周穆王の刑法秋官、周の刑法刑法、春秋の刑法等唐虞三代の時より既に刑典の粲然として備はるあり舜は四凶を罰するに當て鯀を羽山に殛し桀紂は炮烙の虐刑を行ひ戰國の世には湯鑊の刑を用ふ又太古、水草を沙原に逐ふて轉々漂泊せし所の伊予らへる人も亦十章の禁令を有し羅馬、亞典に於ては史上、歷々として刑制の見るべきもの尠からず。刑あれば則ち此に之れが主体即ち犯人の身体をば其目的を達するまでの幾何時間、拘收禁治する或る一定の場所なかるへからず故に縱令ひ史に明記する所なきも振古草創の世に在て刑制の存在と共に既に監獄、少くも其嫩芽として見るべきもの、設備ありしこと推知すべきなり

「政を亂り治を害する所の者、(犯罪人)即ち是れ社會の讎敵なり之を誅戮する爲めにはあらゆる方法手段を以てせざるべからず」とは古代一般に行はれし所の法想にして未だ曾て「社會も亦た犯罪に對して責務を有す」との觀念には想ひ到りしことあらざるなり是を以て一たひ罪に決する所の者は其生命、身体及び財産を擧げて國權が刑罰の目的を達する爲めの犠牲に供し其間に於て亦た些の權利もなく條件もあらざる故に死刑、肉刑、体刑、追放、加辱、罰金、奴役等は即ち當時に於ける刑罰の種類にして東西、殆んど其軌を同ふする者の如し。「刑は聖賢君子の道に非ず」「人を殺すことを嗜まざる者能く天下を一にせん」孟子子孟の格言の行はれし支那に在つても所謂殺一生萬億前戒後の主義に基き周以前の五刑と稱する墨、劓、剕、宮、大辟と稱する所のものは凡べて皆死刑又は肉刑に非ざるはなく此他尙ほ刖と稱し髡と稱し或は鉗或は梏或は桎或は流或は贈刑と稱するものは何れも皆唐虞より三代の末に至るまで行はれし所の刑の種類にして現に又唐虞の代には三苗の主慘刻なる刑を作て民を苦しめたること書尚書呂刑の記する所に由て明らか、或は炮烙の虐、或は湯鑊の慘、要するに前、謂ふ所の犯人の生命、身体及び財産を擧げて國權の犠牲に供せしむるの旨義に出でたる手段にあらざるはなく降て漢の世、文帝が淳于意なる者の女の孝に感して

墨劓剕宮等の肉刑を除きたりと稱する以來も笞、杖、徒、流、死五刑。又は購等、因草損益ありと雖ども相襲て以て後世に到り、歸する所、終に死刑、体刑又は財産刑の範圍を出つるなし、我國に在つても亦た刑史を見るゝ所、略ぼ各國と其轍を等ふするものゝ如く大寶律文武天皇大寶元年、貞永式目堀川天皇貞永元年等より降て徳川氏の制法に至るまで大概、唐代以後の律令に因て取捨する所、多く從て其刑名の如きも別に特色の見るべきものあらざるなり

古代に於ける刑の種類は各國を通じて大概上來列記する所の如し故に監獄も亦た當時にあつては唯だ刑事上、審問の爲めに或は取締の爲めに或は之れか異嚇を過重する。か爲めに犯罪者を拘禁し若くは之れに對し其刑を執行する爲めに必要とせし機關たるに過ぎず所謂「地を劃して獄と爲す民仍ほ之を恐る」の類にして其目的の單純なるか如く其組織の如きも亦た極めて粗笨簡略且つ荒敗なり。こと論を俟たず監獄なる用語、羅旬語にてカルセル *Carcer* と稱し瑞典語にてヘクタ *Hästa* と稱し獨逸語にてケルケル *Kerkel* 又はデフエングニス *Gefängnis* と稱し何れも人畜を捕擄若くは繋留するの文辭より轉化し來りたるものなるを以ても知るべきなり。牢屋の牢の字義は開養犬馬園也。是を以て多くは監獄として特に設備したる一定の建物あるに非ず或は宮殿、廳舍、寺院若くは塔宇の一隅を以て之れに宛て或は荒倉敗艦を以て之れに供し甚しきは土窖獸檻の類を以て之れに供充す其事況の瀟灑慘憺、小説稗史をして常に監獄を以て材料の寶庫視するに至らしめたること亦た怪むに足らざるなり

國史、聖武天皇の十三年車駕京中を巡幸し賜ひしに偶々獄舎の前庭に於て囚徒の悲吟號叫するを聞し召し痛く大御心を騒ませられたることあるを記す亦た以て悲慘の一斑を想像すべきなり試みに獄史、エペルチ氏著監獄沿革 載する所の印度に於ける埃及に於ける將た希臘、羅馬其他の泰西諸國に於ける古監獄の實況を閱讀するときは實に人をして凜然魂悸の想ひあらしむ

セルピウス、トリウス王、獄を羅馬に建て此獄をトリヤ 國安を維持するが爲めに王命に背く所の不逞の徒を

捕へて此に監禁し或は有疑者に對して其決定に至る迄の間此に抑留し或は又一私人の債權者をして債務者を繋拘するの場所たらしむ、獄は則ち地を堀ること深さ十二尺、光、入るなく氣、通せず異臭鼻を擡き近寒

堪ふへからず、飲食、未だ以て飢渴を防ぐに足らず王、ユウゲルタ及名將レントルスは即ち此の獄の犠牲となつて終に其身を畢ふるに至る。羅馬當時に於ける獄吏の株は實に巨萬の額を以て賣買せられたるを謂ふを厚く獄吏に贈ひせし後ち基督教の盛行に伴ひ幾分かまた監獄内部の改良を促がすに至りしと雖も然かも尙やを知るべきなり

はユースチニヤン帝政の時代に至つても「監獄は刑の用をなすものに非ずして唯人を拘繋監視するの場所たるに止まりしことウルピヤンユースチニヤン帝の時代に於ける有名な法官の言に據つて證すべきなり尤も同帝時代に在つては宗教、哲學等開發の餘惠、著しく監獄に影響し一面には獄吏、暴虐を逞ふするの弊を矯め一面には罪囚、不幸に沉淪するの苦を矜れみ或は獄舎を改修して男女の區劃を立て或は僧侶を派遣して安心立命の福音を聽受せしむる等其監獄の面目を更新するに至りたること決して少小にあらざるなり

羅馬民族の間に於ける所は其始めは總て復讐を以て主義とし被害者及び其親族に於て刑罰の權を掌握せり而して其被害者なるものは或は一私人たり或は社會公共たり、被害者、一私人なる場合に於て

は私約の体裁を以て加害者をして其犯罪より生ずる所の損害を賠償せしめ若し果たさざるときは則ち此に始めて公力を要請す損害賠償の額は被害者の身分に従つて著るしく差等あり賠償の資力なき者は則ち之を拘致して奴僕となし生殺の權は則ち一に舉げて主人の手裡に歸せしむ、被害者、社會公共なるの場合に在つては直ちに公力を以て加害者に對し或は其生命を絶ち或は其身体を殘害若くは追逐す是を以て羅馬民族に於ける刑の種類も亦た死刑、收贖、追放、体刑等の範圍を出てずして監獄は則ち未だ一も刑罰としての性質を具有する所あるにあらざりしなり厥後、羅馬帝政の勢力漸く擴張し法制のと亦た次第に發達進歩するに従ひ復讐的刑罰の私權は終に全く消亡して國家に移り其主義も亦た一變して異嚇を以て根據となし嗣後相承襲して以て中世、羅馬法系統に屬する歐洲各國の刑法の基礎をなすに至れり然れども刑の種類及其執行法等に就ては敢て復讐時代の當時に於けるものと異なるなく寧ろ監獄内部の慘怛殘虐なることに於ては彼のトリヤム時代^{英佛獨逸等の皆な}に於けるものに比し或は一層の甚しきを加へたるものゝ如くなるを知る^{に於けるもの}然りクロネー氏曰く「中世に於ける監獄の慘は磔刑の慘よりも慘なり」と是れ蓋し刑罰の異嚇主義に基くの致す所なりと謂ふへし

我國に在つては大寶律令^{文武天皇}以降囚獄の制稍々完備する所あり男は女と其居所を峻割し或は老幼、產婦等の散禁を許るし或は有司を派して治獄の狀況を視察せしめ給養欠くる所なく病故は則ち厚く之を收療すされは制度の上に就ては、上來記述するか如き泰西諸國の獄制に比し遙かに凌駕する所あるものゝ如くなりと雖とも其實況の如何は考證の據るべきものなきを以て今姑らく此に疑を存せざるを得ず唯た夫れ刑の種類に至ては我國に於けるものも亦た羅馬民族の間に行はれしものと殆んど其軌を同ふする所あるに據つて之を見れば其主義の變遷及獄制の實況等に關し彼れに就て論する所のものは推て以て略は之を我れに及はすを得べきなり

刑は異嚇を以て唯一の目的となす故に其種類の如きも亦た前記するか如く單に生命若くは身體を殘害するものに止まり酷虐に至らざるなく暴戾、只た及ばざらんことを是れ恐る然るに體て一方を見れば實に犯罪の減少するに至らざるのみならず反て益々其増加を見るに至るの傾向を致し終に時の有識者をして異嚇主義の治世に益なくして反つて世道人心に惡影響を及ぼすの弊あるを認識せしめ此に始めて漸く刑罰主義の一新路を開くの緒を見るに至れり^{英國に於ては關理第八世の治下に於て犯罪者を懲罰するもの其數、實に七萬二千有餘の多きに及ぶと稱す然かも、犯罪者唯だ益々増加するもののみにて}少あるを見ず

何をか刑罰主義の一新路を開くの端緒と云ふ曰く(第一)道義的思想即ち唯た誅戮是れ事とするは世道の旨趣に非ず宜しくまた懲戒感化して社會有用の良民に復歸せしむへしと謂ふの思想(第二)即ち是れなり尤も此思想は敢て後世に至て漸くに創始せられたるものに非ず古哲プラト―既に曾て之を明言し殊に博愛懺悔を以て要旨とする基督教に於ては熱心且つ剴切に此主義を説示する所あり東洋古聖賢も亦た此論及するもの少からず而して實際亦た古代に於ては往々此思想の刑事上に表顯しあるものを見ると雖とも中世、反つて全く之を中絶するに至りたるものゝ如し故に寧ろ古代思想の此に復興を見るに至りたるものなりと謂ふの適當なるを信す

(第二)經濟的思想即ち漫に有用なる人力を減絶せんよりは寧ろ之を自由剝奪の下、社會公益の爲めに使役するの利なるに如かざるなりとの思想即ち是れなり而して此思想も亦た敢て新奇なる者に非ず埃及、希臘、羅馬等に於ては既に夙く罪囚を採礦の業に役し支那に於ても周以前に於て既に刑人を監門監宮等の役に使ひ降て又唐代以後に在つては徒刑の囚を鐵治に使役するの例規あり佛國ニルンベルヒ、ゲマア等にては或は舟奴として船艦に役し或は街路改修の勞役に從事せしめ尙ほ中世以降に於ては各國の間盛んに罪囚を奴隸として賣買せし等のことあるを見る但し此等古代若くは中古の罪囚に對するの勞役は近代所謂自由刑と稱するものとは全く其性質を異にし彼れに於ては即ち唯た罪囚を拘繋して以て社會より離隔せしめ勞役を加へて而して益々畏嚇の度を厝嚴ならしめんと欲するの目的たるに外ならざりしなり

● 刑法改正の調査あるを聞て所望を記す (續稿)

西 麓 散 人

六 未決勾留日數の事

未決勾留日數の幾分を必刑期に通算するは不可なり老猾なる犯罪人は苟も自己の利益となるべき趣向あれは如何なる手段たりとも行はざるはなきものなり未決勾留の苦惱は嚴正なる刑罰執行に比すれば其輕易なること同年の談にあらざるを以て若し未決勾留日數を必刑期に通算するものと規定すれば百方術策を構へて一日たりとも長く未決監に繋留せられんことを計畫せんこと必せり其結果や今日さへも填咽の状況ある未決監をして愈々益々填咽せしめ加之只さへも輕きに失する刑罰をして愈々益々輕きに失せしめ刑罰強制の威嚴を損し行刑の實際を困難ならしめ尙且國家をして無益の費用を重加せしむべきなり殊に輕罪は窃盜詐欺偽證贓物犯等の如き習慣犯罪の本據たり之に利益を許與して未決拘留日數の全部を刑期に通算せんと欲するか如きは予輩の怪訝に勝へざる所なり習慣犯罪人の自己の利益を計ることの巧慧なるは予輩の常に驚歎する所なり若し草案の如く確定するに至れば奸智に長するの徒は一切行刑を免るか如き奇觀を呈することなきにあらざるへし例之豫審又は公判の際に種々の不實ある犯罪事件を自首し之か調査の爲めに空しく歲月を経過し遂に未決の間に本刑の全期間を終了するか如きも決して絶無の空想にはあらざるへし然りと雖予輩も現行法の規定に同意なるにはあらず重罪と輕罪との別なく個人的に裁判官の意見を以て未決勾留日數の幾部分を刑期に通算し得ることに改定せられんことを希望するものなり

七 刑期中未決監勾留日數の事

受刑中他の被告事件に付審問の爲め一時未決監に勾留するの必要あるときは現今行刑を中断することなく其儘未決監に移付することなるか是は老猾なる犯罪人をして刑罰の強制を避脱せしむるの機會を與ふるものにして極めて不可なり其故は長期刑囚の如き服役に倦怠を生ずるときは舊惡を自首し(中には虚構に出る)其きは更に罪を犯して未決監に移送せられんことを計るものあり而して彼等は之を轉地保養と稱するとか云へり豈憎むべきものにあらすや故に己決監に繋留せられなから裁判所に召喚せらるるときは格別若し行刑中の囚人を自己の被告事件に關して裁判所の審問を受くる爲め未決監に拘留せらるるときは裁判官

の所見に由り其日數の全部又は一部を刑期より除算し得べきことに改定せられたし方今は未決監に移したる四人を悉皆已決監同様に待遇すべき筈なれども實際は言ふへくして行はれかたき談なり是を以て故意に未決監移送を求めざるも何等かの理由ありて未決監に入るときは百方計りて一日も長く此に留らんことを望むなり

八 再犯加重の事

再犯加重に關する現行法の規定は寛容に失するやの嫌あり然るを況んや改正草案に云ふか如く無期刑の宣告を爲すを得すと規定するをや予輩の斷して首肯し能はざる所なり再犯は本人のみの責ならず社會も亦之を分たざるへからざる場合もなきにあらざるへしと雖要するに一旦刑罰の強制を受けて改悛を誓ひたる者にして更に犯罪の所爲あるものなれば益々強盛なる痛苦を感せしめざるへからざるや勿論なるへし故に予輩は敢て無制限の加重を主張する者なり即輕罪の刑を加へて重罪の刑に到るは勿論順次終身刑にも亦死刑にも入ることを得せしむべきなり其再犯の意義を狹解するに至ては予輩未だ遽に悉く之を賛成し能はざる所なり

九 數罪俱發の事

數罪俱發のときは各罪に對して刑を科し而して諸刑を合一して綜合刑と爲すを要すへし其綜合上計算すべき各刑の比例は相當の規定あらんことを望む畢竟現行法の如き規定ならんに一旦罪を犯したる上は比較的に重き罪を犯さざる限りは幾回惡事を働くとも刑に増損する所あらざれば中には爲し徳なりとの無分別を出して益々惡行を重ねる者あり但第一回の處刑に際しては加へて死刑に入らざることをせんか是改正草案の百尺竿頭に一步を進めたるものなり

十 四人の工錢に關する條文の事

四人の作業に對して工錢を給與するの條文は之を刑法に置かざるを可とすへし故に若し監獄法を制定せらるるの議あらは刑法よりは之を刪除せられたきものなり若し又必此法條を存せんとならは工錢を給與することを得どの筆法に改められんことを切望す

十一 刑期中發狂者の處分

發狂者は行刑の實效あること能はず徒に監獄の靜寧を妨害するのみなれば相當の期間觀察治療の未尙治癒せざるときは監獄醫の診斷若くは裁判所の命する鑑定醫の診斷に由り殘期の刑を免除することを得るの法を定められたきものあり而して此決定權は裁判所に屬すべきこと勿論なり

十二 懲治場留置の事

懲治場留置期限短きに過くるときは益なくして反て害あるへし故に懲治を必要とする人物ならんには少くとも一ヶ年間位には留置すること必要なるへし懲治の刑罰にあらすして教育なることは言を須たざるなり教育の目的を一年以下の短日子を以て達せんとするは抑も無理ならずや又完全なる私立感化院若くは篤志にして經驗ある教育家あらは寧ろ之に托せんこと有效なるへし故に懲治人は裁判官の意見に由り私立感化院若くは一個人に托し得べき旨を定められたし

十三 授産場留置の事

付加刑として授産場留置の制を定められたし要するに職業の厭忌より生ずる犯罪は嚴正なる監督の下に長日月間強制して勞働せしむるにあらざれば容易に止むべからざるものなり故に主刑は僅々數日の拘留に過ぎざる乞丐流浪者賣淫婦の如きを三年以下の期限を以て授産場に留置することとせられたきものなり尙改悛の情狀顯著にして再犯の虞なきに至れば行政處分を以て放免し得べからしめられたし此授産場の制を制定せらるるときは更に若干の負擔を地方税に増加することなれば隨分議論あるには相違なしと雖犯罪豫防の爲め且社會の煩累を除く爲めに最必要なる一方便なるべし故に百難を排して實行したきものと信するなり殊に梅毒蔓延の端を再開せる今日に於ては賣淫婦の檢束上著效あるべきこと勿論なり因ふ其方案を畧言すれば賣淫婦を取押へたる毎に陰部を檢査し若し梅毒若くは癩病あることを診定すれば直に病院に投して治療を加へ其費用を一切自辨せしむることとし若し無資力にして納付し能はざるときは授産場に入れて相當の工業に従事せしめ其工賃を以て辨償せしむべきなり是れ社會に惡毒を絶つ最良策なるべし



特別寄書

●廿七年を迎へ併せて希望を述べ

西 海 漁 夫

瑞雲天に滿ち旭輝は芙蓉の峰に映す千門萬戶臻る處春ならざるはなし余輩亦諸君と共に此の時を迎ふ何の喜が之に如ん

余輩は本年第一の希望として當局者の猛省を促し以て新年の辭に代へんとす、監獄則の改正は余輩耳にすること久し然るに今日に至る未だ其發布を見ず各新聞の報導する處に依れば改正按は業已に脱稿したりと余輩は切に改正按の方針何れにあるかを知らんと欲す世に唱導する如くんは該改正は依然勅令を以てせらるべく而して改正の要點は階級制其他二三の點にありと然れども余輩は勅令を以て改正せらるべしとの説を信する能はざるものあり如何となれば當局大臣は最も熱心なる監獄改良者にして而も斯道の熟達家として稱せらるる、警保局長其下にあればなり

若し余輩の信する所之と齟齬し勅令の範圍内に於て能ふべき限りの改正を爲すとせば余輩は敢て當局者に希望せざるべからず、現行監獄則は明治廿二年即ち憲法實施以前に發布せられたるものにして法律と同一の効力あるは憲法七十六條の保證する處なりと雖も憲法施行の今日に於て之を改正する時は信書の檢閱其他權利義務に關する重大の事項は凡て法律にあらざれば効力を生ずる事なし又強て此等の條文を存せんとせば勢ひ現行監獄則は之を全部改正する能はず姑息手段に依り現行のものに其儘存立せしめ單に幾部を加除するに過ぎざるの余儀なきに至るべし此くの如くする時は監獄則は名に於て改正せらるるも其實に至ては當治者の常に渴望しつゝある要件は一も達すること能はざるべし改正の方針果して此くの如くなりとせば改正の要何れにある余輩は監獄則の改正は理論上并に必要上法律たらざるべからず故に若し之が改正を爲さんと欲せば須からく法律按とし帝國議會に提出すべし姑息所謂小刀細工の如きは努めて避けざるべからざるのみならず此くの如き改正は寧ろ爲さざるに優れる也斯く余輩の法律を以て監獄則を改正せられんことを希望して止まざる所以

のものは他なし勅令の範圍内に於ては歐洲各國に於て現に行はれつゝある恩惠的工錢の給與及刑事被告人懲罰等改正の骨髓たる條項を設くる能はされはなり已に當局者は余輩の言を俟たす此方針を採られたるへしと雖も余輩の婆心敢て茲に希望を述べ

●吾人は楷級制を以て満足すへき

香 獨 國 主 人

客年春夏の交典獄會議の舉あり其際各新聞紙は傳唱して曰く監獄改良の方案を典獄會議に付せられたり其要點は楷級制を施行するにありと監獄改良とは果して何の謂か吾人は之に應へて曰はんはんとす犯罪を防遏少くとも減少する是之を眞の監獄改良と謂ふなりと然れども囚人亦我同胞の國民なり之を虐待刻使するは法律及道德の共に許るざる所なり故に虐待せず刻使せず而して尙終世記して忘れざるまでの痛苦を感ぜしめ且各自をして犯罪を厭忌して骨髓に徹せしむる様教育せんと必要なり是を以て近世囚人待遇の規矩準繩には純ら嚴正なる一語を應用することとなり乃囚人の拘禁制も嚴正の旨意に適合するもの

法律を以て拘禁制を規定せられんには分房制を正則とし分房制を施行し難き監獄に在りては楷級制を施行することとなされたるものなり否らずして一切楷級制に依るべきと定め其趣向にて陸續大監獄を建築するか如きとあらは悔を後年に遺さんとも知るへからず是は慎重の用心を以て審按熟慮あらんとを希望せざるへからざるなり

行刑の効果に關して楷級制の分房制に及はざる所以は今復々々之辯を要せざるへし畢竟楷級制には嚴正の原則に適せざる事柄なきにあらざる

且既に雜居制を有害なりと斷定すれば楷級制は取りも直さず雜居制に少くし分房の分子を加味したるものなれば其眞に完全なるを得ざるは言を須たすして明なり兎に角我國の監獄も早晚分房制を採用するに至るへきは今日より豫期し得べき所なり故に當局者は須く其心を以て諸事を計畫すへきなり絶對的に楷級制を崇拜し永久に楷級制を保守するものとして永遠の計を定むれば必ず後世の人に迷惑を掛けん予輩は新聞紙の記事を憶ひ起して感ずる所あり此數行を記して貴誌に寄す若し登載の榮を得は幸甚

を最善なりとすると言を須たざるなり

楷級制は能く此嚴正の旨義に適合するや從て吾人は今日の雜居制を棄て楷級制を採用するに至れば十分に満足なる改良を遂行し得へきや予輩は信すらく監獄改良の最終目的は斷して楷級制にあらざるなりと楷級制は雜居制に比較すれば遙に完全なる勿論あり從て雜居制の段階より進行するには先づ楷級制の一段楷を通過せんと順序にして其後始めて分房制に到達するも遲きにはあらざるへし唯其間に大監獄の新築を要するとあれば雜居監獄をも併せて新築せざるへからざるに由り他年分房制を施行するに至れば莫大の費用を投して建築したる所の建物も變して無用の長物となるの虞あるを如何せんや故に予輩は進行上の一段楷として楷級制を採用することには不同意ならざれども全國一体に楷級制を施行し自今以後新築する所の監獄をも楷級制に依りて配置するの一事に至りては大に考慮を要するとなるへしと信するなり管見を以て言へば從來の監獄に於ては楷級制を施行し將來新築すへき監獄は分房制に依ることとなせば經濟上の損失を免かるへきか故に姑息なる手段にはあれども猶大困難を將來に貽すより可なるへし若し

●囚人ノ書籍看讀ニ付テ一言ス

南 筑 邊 偶 生

監獄則第三十二條第二項ニ於テ修身教育宗教及營業ニ關スル必要ノ書籍ハ囚人ニ看讀セシムルヲ得ルノ明文ヲ規定セリ此規定ハ動モスレハ解釋者ノ人ニ依リテ或ハ嚴ニ或ハ寬ニ實ニ甲乙一ナラサルカ如シト雖モ然レモ立法者ノ精神ハ蓋シ最モ狹隘ニ制限スヘキ趣旨タルヲ知ルニ足レリ何トナレハ必要ナル文字ハ本條ノ骨子トシテ見ルモ不可ナケレハナリ是ヲ以テ之ヲ見レハ囚人ニハ本來書籍看讀ヲ許サザルヲ以テ原則ト云フモ敢テ謬言ニアラサルヲ信ス夫レ然リ然ルニ此ニ之レカ除外例ヲ設ケタル所以ノモノハ何ソヤ他ナシ囚人ヲシテ及省顧慮セシメント欲スル必要ノ方便タルニ過キス故ニ能ク個人的關係ヲ精察シ最モ嚴肅ニ最モ適切ニ書籍ヲ撰定シ之ヲ看讀セシメサルヘカラス果シテ能ク此ノ趣旨ヲシテ誤ラサラシメハ例ヘハ修身書ニ於ケル無形ノ教誨師アルカ如ケン若シ夫レ之ニ反シテ必要ナル文字ニ廣漠ナル意味ヲ包含セシメンカ懺ムラクハ死法ニ屬セシムルノ嫌アリ見ヨ修身宗教教育營業ニ關スル書籍ノ看讀ハ獨リ囚徒ニ限リテ必要ナルニ非ス一般普通有益必要

ナル者タルニ相違ナカルヘシ即チ此ノ廣漠ナル意味ヲ以テ一般の必要ノ書籍ヲ看讀セシムルニ至ラハ監獄ハ一ノ私熟タリ温習場タルノ觀ヲ呈シ殆ント一種ノ學問所タラシムルニ歸セン豈思ハサルベケン哉之ヲ要スルニ本案ニ於テ必要ノ文字ヲ活讀センニハ宜シク正サニ之ヲ感化上密着セル有益ノ書籍ト解セサルベカラス予輩竊カニ聞ク僅カニ自己ノ氏名ヲ記スルカ若クハ漸ク單純ナル往復文ヲ綴リ得ルモノニシテ或ハ經史ヲ播キ或ハ律書ニ又ハ佛書ニ殆ント普通ノ學力ヲ有スルニ非サレハ理解シ能ハサルヘキ程ノ書籍ノ看讀ヲ爲セリト嗚呼怪訝モ亦太甚シカラスヤ是レ等ノ輩之レ等ノ書籍ニ對シテ何等ノ味カアル何等ノ効カアル例ヒ個人的關係ハ看讀セシムルノ必要ヲ認ムルモ眼底文字ナキノ輩ヲシテ之レヲ手ニセシムルモ徒ニ煩雜ヲ來スノミナラス下ニ例示スルカ如キ弊害ヲ隱伏潜臥セシムルノ原因タルヲ免レス即チ翫弄物ト爲リ射倖的裝飾ト爲リ又規律紊亂ト爲ルヤ必セリ斯ル汚點弊風ハ事微小ナルカ如シト雖モ監獄管理上少ナカラサル妨害物ニシテ努メテ嚴格ニ之ヲ制セサレハ彼等ハ毫モ反省顧慮スルノ良心ヲ愚起スナキ道理アルニモ係ハラス實況ヲ洞察スレハ斯

一で賛成一能はざる所なり予輩は過日一奇報の新聞紙上に出現するを見て痛く嘆息せり何うや大阪府監獄署内に監房を増築して娯文習の囚人幾分を移轉し以て其新築を見合はさんとするの意見を懐くものあり是の一事はなり勿論此の如き意見を懐く者は當局者中に絶てなかるべきとなれども餘りのとて懇々に付する能はず敢て一言辯する所あらんとするなり監獄を十分整理して能く其目的に達せしめんとするには決して千人以上の多人數を一監獄に拘禁すべからざるを實驗上昭々乎たり況んや三千人若くは四千人以上の多人數に於てをや典獄は勿論日夜囚人に接するの機會頻繁なる教誨監獄署看守長に至るまで囚人の面體をさへ見知ると能はざるへ(看守は受持を定むれば此愛なり)此の如くにして能く職務の整理を望む(けんや予輩を以て大阪府の監獄に關する意見を開陳し得せしむれば首として擧に相應の一大監獄(拘禁囚五百以上一千以下)を建築せられんとを警告せんざ欲するなり擧に於ては從來煉化石の製造に従事するて幸なれば煉化石造の二階家若くは三階家として一箇の堂々たる模範監獄を建築すへ煉化石造の監獄は東京集治監の試験を経て既に我國に不適當にあらざることを判明せり東京の氣候にてさへも健康に害なざすれば擧に於ては益々安全ならんと必然なり東京集治監の位置は甚不良(周圍に水田あり又大川あり)にして氣溫並地濕の害を蒙るの虞あらんとを恐れたるにも拘り三年の歲月を経て「マリア」又は復麻質私等の疾患猖獗するとなきを確知せり然れば擧に於ては尚更堪も苦慮するに及はざるへきなり煉化石造の監獄は木造に比し多少不慮なり故に費用の點に於て躊躇するの地方少からざるへきは是に於てか大阪府の如き富有なる大地方てう東京府と共に完全なる獄舎を建築して全國に好模範を示すべし

ク迄當局者ニ於テ重キヲ置カサルノ感アリ是ヲ以テ予輩ハ切ニ望ム甲乙可成丈ケ均一ヲ求メンカ爲ニ學力不相當ノ書籍ハ固ヨリ論ナク繪畫アル書籍ハ工匠用設計圖等ヲ除クノ外ハ總テ看讀ヲ許サザルコト人或ハ云ハン繪畫アル書籍ト雖モ必要アルモノナキニアラス一概ニ之ヲ除却スヘカラスト實ニ然リ予輩亦之ヲ辨ヘサルニアラス苟モ教育書ナリ宗教書ナリ其名ノ存スル限リハ少ナクモ功益ナキニ非サレハ比較的繪畫ノ割合ニハ實益ナキノミナラス狹隘ノ意味ハ擴張シテ自然範圍ナキニ至リ遂ニ稗史小説ニアラスンハ許サザルヘカラサルニ及ンテ止マン是レ予輩カ斷シテ範圍ヲ縮少シ專ラ感化上必要ナル書籍ニ制限セラレンコトヲ企望スル所以ナリ是ニ至テ初テ知ル囚人書籍看讀ノ有効ヲ見ルニ庶幾カラン事ヲ

寄書

大阪府の監獄

函谷 閑人

大阪府監獄署は世界第一の大監獄と言ふて可なり實に我國の名物なり然れども外國の具眼者は此名物を見聞して如何なる感覺を發すへきや恐くは餘り羨まざりとも思はざらんを故に此上増大を計るは予輩の斷京府は目下巢鴨に一大監獄を煉化石造にて建築しつゝあり然るに該監獄の規模は巨大に失し予輩の感服せざる所なり且悉皆平屋造なり予輩は更に二階建若くは三階建の監獄を見んと希望するなり我國には地震の害あるを以て二階建等の監獄は危險なるへとの議論あれども建築工事さへ完全に出來すれば予輩は甚しく憂慮するに及はざるへと思惟するなり地盤の堅固なる地所を撰定し外壁を二枚以上に積み鐵「ボールド」を使用し「モルタル」を精選し屋根を石盤瓦として重量を減する等の注意を用ふれば如何なる地震にも耐へ得んと必然なり尤設計は専門の學識經驗ある技師の手に成らんと必要なり從來煉化石造の家屋にして火災若くは震災に罹り爲に煉化石造は不安全なりとの惡評を受けたるもあれども是は實に無理なる次第と言はざる可らず如何となれば地盤を撰擇せず地形工事を等閑に内外壁を不相應に薄弱に積み各室の配置を誤り小屋の結構を不完全に凝固の力なき「モルタル」を使用する等のありたる缺點をあつめ而かも何人の設計に出つるやを問へば造家學の調庭に臨みたることを聞か合はば技術者に仰きたりぞ云ふか如き始末なればなり大阪の如き大都會を扣へ且管轄區域も廣大なる大阪府に在りては本署の外尚二三の大監獄を有せんと必要なるへ故に第一着手として娯文署の完全なる改築を警告して已まざるなり煉化石造は新築の際に巨額の費用を要すれ結局反て經濟となるへきなり殊に二階建若くは三階建とすれば其費用を著しく減し得へきなり

● 囚人の情願に依り父母妻子兄弟等の寫眞を一覽せしむるの可否に就て
在三浦綿實煙外居士

明治十六年群馬縣の伺に囚徒の情願切なるきは父母の寫眞に限り信
書と見做し之を許し然る可きやとの伺に對し差支なきとの指合あり然
るに今之を擴充して當該囚の祖父母父母妻子兄弟姊妹に及ばし差支な
きや否やの點に至りては一非未だ其歸する所を知らず予輩は此伺
指合の有無に拘はらず聊か理想上の歸見を陳へ併せて江湖先輩の示教
を乞はんぞ欲す

信書及び接見は囚人の感化上最も有益なるは今更數々を待たずして明
なり然れども物凡る利あれば其害の伴ふ亦免れざる所ありて信書接見
より及ばす所の弊害亦決して少しとせざる寫眞の展覽亦豈に之れと類を同
ふせざるものなりとせんや唯其利害の依りて分るゝ所以のものは監獄
官の注意如何にあるのみ夫の祖父母妻子兄弟姊妹は至親中の最も至親
なるものなり今永く鐵窓の中に在りて此等の至親者と交を絶ち始めんと
望郷の念も消んとするに際し偶々此寫眞を一覽せし彼囚人の心中如何
なる觀念を惹起す可き乎如何に整潔無類の徒と雖も此等至親の眞影
に對し忽ち惡意を生ずるとありとは決して思はれざるなり想ふに彼等
一朝此眞影に對し先づ第一に愛憐の情を起し尋て往時を追憶し始めんと
斷腸斷腸へさるの思を爲すならん此機會に乘り充分の教誨を施さば感化
上有益なるは固く信じて疑はざるなり唯祖父母其他の至親は父母に比
して少く感化上淺深厚薄の差異あるは勿論なるへきも親の子を愛し
子の親を慕ふの情に至りては眞に輕重す可からざるものあり又祖父母
夫婦兄弟姊妹の關係に在りても大に他の親族と情狀を異にするものあり
故に此等の至親に至るまでは擴充し寫眞を展覽せしむるも敢て差支
なきものと信す然れども其方法の如何に至りては又弊害なきとせざる依
て其制限の概略を綴る左の如し

一 囚人より寫眞を一覽せんと請ふときは當該囚の祖父母父母妻子兄

へき法律とは恐らく何人も信する能はざるへ故に先づ屋外なる文字
は該法律の骨子と爲し以て其特別犯にあらずして鐵籠五圓未満のもの
は悉く其範圍内に在りしと解せざるべからず元來法の編纂は一般の程度
を基準するを以て最大必要の爲すにあらずや既して屋外竊盜は屋內
竊盜より犯易輕微なるものに多く犯情の殊に惡むべきものなきにあら
ざれども而も稀有のことに係り此を以て一般の程度と比較視するは誤謬
にあらずして何や畢竟論者か犯情に於て屋内に忍入るものと差支なき
と云ふは取りも直さず法の不備を排拒するに止まり若し論者か筆鋒
を借り來て法の不備を云々せば贓物を取扱ふ者の如きは一層の不備
あるを見るへし現に屋外竊盜は二月位位の重懲罰に止まるも其贓物を
牙保せし刑法第三百九十九條に依り一年以上三年以下の重懲罰に所せ
られ罰金及び監視を付加せらるるにあらざるや假りに犯情を以て法律適
用上に等差を付せんざるとも其法果刑の公平を失いて遂に法律の威嚴
を損ぜん何ぞなれば犯情なるものは審判者其人に依て感情を異にする
はなり又論者は終りに臨て難く曰く現に或裁判所は拘捕を以て屋外
竊盜に問罪せるに付き疑を存す蓋し予輩は右等の裁判所を以て法律の
適用を誤らざるものに正鵠を得たるものと斷言するに憚らざるなり
と思ふに今や刑法に依て問罪するが如き裁判所は異なるへし論者知る
や否や明治二十五年司法省指台理由の要領に水火震災の變に乘りて建
造物外竊盜を爲したるものは刑法上特別の罪とて所罰せらるるを以
て九十九號法律の處罰すへき限りにあらずと之を以て之を見れば復此
に詳言を要せず斯の如き特別犯にあらずる限りは九十九號法律を以て
處罰せらるるへきや明なり論者明説あらは乞ふ垂教を吝む勿れ

●假出獄執行及其の精査を當局者に望む

- 一 弟姊妹に限る事
- 一 右至親者は當該囚の名籍に記載ある者に限るへき事
- 一 雜居所拘禁の囚人に在りては訊問所に招喚し相當看守長に於て一覽せしむる事
- 一 獨居所拘禁の囚人に在りては豫め時日を限り房内に於て展覽せしむる事
- 一 犯罪の性質右等の至親に對し關係あるものは一覽せしむるの限外なるへき事

●摩那山樵夫の屋外竊盜論を讀む

筑南熱心生

監獄雜誌第四卷第十號摩那山樵夫なる論者ありて明治二十三年法律第
九十九號竊盜罪を論ずてふ要題を掲げ頗る高尚に竊盜の定義を下し結
局法律第九十九號竊盜罪は犯者の情狀甚だ憫愍すへき一時の出来心よ
り爲したる者に適用すへき法律にして拘捕の如き犯罪は是に依るへき
ものにあらずと云へり之を要するに同く屋外竊盜にして或は刑法に或
は法律第九十九號に依て所罰すへきと云ふに在り予輩一讀忽ち怪訝の念
を生ぜり何ぞなれば同九十九號法律は其成文上明暗共に犯情の如何に
依て法律の適用を異にすへき除外例あるを發見するに能はざればなり
否ん斯る犯情か立法者の精神たるへき者にあらざるへければ也予輩以
爲らく同法律は屋外なる文字を以て實に刑法の竊盜罪と九十九號法律
との境界を劃然ならしめたる者に於て平易に之を云はし刑法の竊盜罪
中より屋外に於ける竊盜を取り除けたるにすぎず寧ろ立法者は屋內竊
盜と屋外竊盜とは犯情の差あるが故に一の法律を規程したるへきとの
推測は下し得るも同く屋外竊盜中に猶ほ且つ犯情取捨を以て擬據す

在播磨姫路 回天居士稿

假出獄執行及其の目的精査を當局者に望むに當り監獄制度の何物たる
とを一言せざる可らず夫れ刑罰は社會の秩序安寧を保持するを以て目
的とするものにして能く其目的を達せんぞ欲せば只犯人を以て懲罰し
世人を以て恐嚇戒警の念を惹起するを以て満足するものに非ず須らく
犯人を悔過歸善ならしむるの法を講せざる可らず社會は犯人を以て懲
罰するの權あると同時に亦挽救せしむるの責ある可し泰西文明諸國に
於ては改々として爰に著眼し研究に怠りなき所謂なり近來輿論一定し
遂に自由刑を執行する長策富理たるを發見したる理由は自由刑は犯
人を懲罰し以て過改移善ならしむるの目的を達するに最良なる者に於
て實に社會の秩序安寧を維持するの要具なり自由刑の執行其の宜きを
得る否とは治獄上至大至重なる關係を有するものにして吾現行刑法
に依れば生命刑名譽刑財產刑自由刑の四種に於て其の内最も自由刑の
執行を以て犯人を悔過歸善するの指導を目的とする者に於て吾刑法第一
編第六節第五拾三條より第五拾九條に至る假出獄の制裁たるや道徳上
最も利益あるものに於て法律上囚人に約するに此の恩典を許すを以て
彼れが希望を懷かめ品行方正端頌を旨とせし謹慎相獎勵して悔過遷善
の萌芽を發せしむるは治獄當局者の責任にして實に花あるも培養其の
宜きを失ひ實を結ぶざる道理にして吾治獄事業の社會幸福の大關係
を有する假出獄は其の多寡をトして其當否を占するに足る可し
近時歐洲各國に於て夙に自由刑に假出獄の制裁を加ひたる各國に付き
其例を引証せんぞ欲すれば各國中其の制裁を設け模範とて發見した
るは英吉利に於て同國女皇陛下は德役囚及禁錮囚に其の残り刑期間一
定の條件を付し假出獄を許し聯合王國各土に自由に在任するの免許を
與ふ事を得而して囚人は其の刑期四分の一を減ぜざる可し但し警察

の監視に付し其の條件に違背するときは右免許を取消さるゝものとす
佛國に於ては一八八八拾五年八月四日の法律に因れば六月以下の
自由刑に處せられたるものは三月を経過するの後其の他は總て刑期
の半を経過すれば此の恩典を附與するを得但し行狀方正ならず出獄
の際負擔したる義務に背くときは取消さる可し

獨逸に於ては假出獄は法律の明文に依り長刑の懲役亦是禁錮の囚其の
刑期四分の三に於て一年以上を経過し其の間改過歸善の狀顯あるべき
きは本因の承諾を以て假出獄を許すとを得假出獄を許すものは行狀正
しからず出獄の際負擔したる義務を背くときは何時にても取消さる
ものとす

伊太利に於ては三年以上の懲役又は禁錮の囚人懲役に付ては刑期四分
の三に於て三年以上を経過し禁錮に付ては其の刑期の半を経過したる
之後行狀方正にして改過移善の狀殊に顯あるべきは其の請願により
假出獄を許すとを得但し或る種類の犯罪及再犯以上のもの(例は兇
罪強盜殺人)には之れを許さず且つ假出獄を許すものは自由刑に該る
罪を犯し又は規則に背きたるときは取消さるゝものとす

和蘭に於ては近時制定したる刑法を見るに禁錮に處せられたるものは
其の刑期四分の三に於て三年以上を経過したる後或る條件に據り假出
獄を許さるゝことを得若し囚人不良の行爲あるときは免狀に記載し
たる條件に違背するときは其の出獄を取消す可し

澳太利白牙利等の法律は伊太利の如く盜罪再犯其他或る種類の犯罪に
は假出獄の恩典を付與せず

如斯假出獄の制裁各國大同少異あり雖も設計なきはなれど殊に吾國の
如きは自由刑則ち無期徒刑有期徒刑無期流刑有期流刑軍禁獄輕禁獄重
懲役輕懲役禁錮重禁錮等各種の自由刑は何れも假出獄を許すもの

一文なり、該紙の讀者は宗教眼を以てクリスマ
スの恩如何に獄中を潤せしかを觀ん、吾人は又
監獄眼を以て之を通讀し行刑の緩嚴、教誨の適
否等讀得て快味あり漫に短評を加へて貴紙に投
ず讀者一閱の勞を賜はらば本懐の至りなり

今の『評論の評論』の記者ステッド氏一年罪に座し
て獄に投ぜらる。氏即ち獄中クリスマスに遇ひし
が、その自記せるもの近着の『インデペンデント』
に見ゆ。氏先づその一等囚なりしの故を以て、室
を閉鎖せられたる外、平生と異なることの少なく、故
に充分の經驗とはいひ難しと前置し、又天下四方
の慰諭を辱ふしたるに至りては一等囚としての待
遇は、ものかはといひ、遂に本文に入りて云く、
余獄中にありて非常に仕合せなるクリスマスを過ぐ
せり、天下の善男善女、余に親切を表し、余の爲め
に祈り、余の出獄を待てり、斯くも得難き同情に有
り餘る身とあり得べくは、百回の入獄も尙は辭せず
四方の憐憫を辱ふしたる點よりいへば、一千八百八
十五年クリスマスの日に於ける余はと眞に羨やする
べきものは、天下またあらじと思ふ。蓋し同日の
余はと溢るゝが如き人情を注がれしものはあらざる

にして實に歐洲各國に比して寛大なる立法者の意趣に出たる云わざ
を得んや其の執行者たる吾々治獄當局者は其の精査目的に怠りなく
最も治獄の責任を辱ふし其の實行を社會に發揚せんことを望む者に
て吾國方今の現況を觀察するに假出獄の恩恵を受けるものは十中の八九
は輕懲役以上の重罪囚にして曰く炊夫曰く看病夫曰く掃除夫曰く雜役
等の現役囚に限るもの、如し如斯に精査充分なりと云ふを得んや
吾現行法律の規定せる刑法第五拾三條に曰く重罪輕罪の刑に處せられ
たるもの獄則を遵守し悔改の狀あるときは其の刑期四分の三を経過す
るの後行政の處分を以て假に出獄を許すことを得ざり然らば則ち輕
罪の囚にして短期刑の囚と雖も獄則遵守の狀あるものは刑期増減の少
異動あるも歐洲各國の如く月刑と雖も出獄を允許するの法文にして吾
日本帝國七萬餘の在囚月刑執行中悔改の狀あるものなりと云を得んや
道理に照して當局者の精査應なるは治獄上感化移善の術に乏しと云わ
ざるを得んや是れ本稿起草の主眼にして監獄則第四拾條實委付與の區
域を擴張し假出獄具申の要具を精査し進んで歐洲各國に譲らざる治獄
の術を發揚し社會の幸福を増進せん爲め聊か感ずる處あり愚衷を吾治
獄當局者に告白す

海外通信

獄中のクリスマス

原 胤 昭

獄中のクリスマスは明治二十六年のクリスマス
(クリスマスは基督の降誕を記するの日) 實際し福音新報の掲げられ

べければなり。余は同日はとクリスマスの「ガイド
(格言を讀む)を得たるとあらす、此日は實際霽々雪の
如くに余の上に降りかゝれり。余の獄室は繪、巻物、
祝詞を以て飾られ、如何にも樂しかりき、郵書は毎
便情けに充てる優しく、喜はしき新書籍を贈らし、余
に與へたる堆き親切、殊に善女の親切に至りては、恥
しきはととなりき。是れ余の談を以て記憶すべき
一事なり。されど此の善男善女の思はくと、余の實價
と思ひ比ふれば、謙遜の念起らざるを得ず……

評 自由刑に懲戒痛苦の意義存せりとせば、通
信、接見、差入品の度數又大に慮かるべきものあり。
懲戒痛苦を減殺する事程通信、接見、差入品
は遷善感化の上に大裨益あり。道德枯衰し、同
族相念の情絶えし死人、かの無教誨無懲戒の獄
制下に幾多の年月を過ぎ去りし長期刑者のため
には最も功能ある興奮劑と云ふなりき、されば
短期刑者殊に文事軍事國事上の犯者を遇する場
合に於ては大に注意を加ふべきものなからずや
獄中のクリスマスは通常獄中の日曜日に同く。勞作
を休み二度講堂に出席す。無論これは餘席ある時の
とにて、多くは餘席あるとなく、時として一回だ

も出席せざるゝとすあり。蓋し天下また獄中はと講堂の使用制限せらるゝとあらざればなり

評 ステッド氏は當時著名の文豪、然れども獄に入ては四人のみ、紀律は紀律、四人は四人、ステッド氏も特別の御扱にて講堂出席の操合せもつかざりしと見ゆ、斯くてこゝろ行刑ならめ、昔我が文豪成島柳北翁らが獄に降りし時の怪談の如きはよも今日に遺るものあらじ、乍併請ふ一省せよ、曩の神士今の在監人、昨の政治家今の四人を所遇なしつゝある人々よ。

四人は相併んで坐し、聲を合せて歌ひ、人聲の福音を聞き、一頭二頭と數へらるゝ厄を免かれ再び人間となる。四人は音に司法官の正しからんと、監督、教會を統治して當を得んと、女皇陛下國家を治むるの義務を盡くすこと等を祈るの許可を得るのみならず、又然かせよと希望せらるゝなり。

評 記者満腔の喜悦筆に溢れて曰く、再び人間となる。と再び人間となりしを喜べる程、一頭二頭と數へらるゝ厄の如何に痛苦を感ぜしかを思はるゝなり、自由刑に含有する懲戒痛苦とは此の味合にこゝろあるものならん、決して決して憤力を

れを説くにもあらず、親を懷ひ、家と思ふの愛情に訴ふるにもあらず。諸君々此にあるの事實は即ち諸君が前日此等の愛情を度外視したるの結果なるを示す。

評 一讀三嘆 知らず肌粟を生せり、予れ壇に登るや天の冥護を求めざるなり、予れ一語を發するや謹まざるに非ず、予れ一事を擧ぐるや深く囚情を究めざるに非らず、然れども予が壇下に幾人のステッド氏ありしやを知らず、難哉、難哉、感情最も敏に、事情最も複雑なる數多の犯人を教ゆること。本例は總囚教誨の組織にも首辭にも、個人教誨の必須にも探究にも、大に詭味すべきものあり。

斯る語は聽者の心をして愈よ頑固ならしむるに過ぎず。余は一等囚なりを以て、樂器壇の上にあり、説教者は左方にありて、その顔辛ふじて見るべし。余此語を聞き、又余が座下に列席せる四人を見て、驟起、大喝ろは虚言なりと云はんと欲せしなり。又余の怒りを示さんや爲めに、説教者の頭に讚美歌を投げ附けんと欲せしなり。諸君乞ふ熟考せよ、獄にあるものも、其の多くは妻子に冷淡にして此に至り

審み、怒の汗を流して荷ふ罪石の重量より出づるものに非ざるべし。

余は未だ獄中に於ては祈禱文に感ぜしとあらず、獄外に於ては、此時の如き心よりの歌を聞きしことなし。此時の歌は、數週日以前より稽古せる所なり。尙は此日は何時もの如くに自ら獄室の掃除をなし、食物は通常日曜日のものに同じ。講堂の鐘は午前及び午後鳴ると例の如し、四人は隊を整へ、廊下を廻りて講堂に入り、靜かに座して講師の至るを待つ。

評 家毎に備へ日毎に誦讀する祈禱文に對するステッド氏の感覺すら此處に斬新の感ありしと云ふ。精選して四人看讀の書籍を與へなば感化遷善を裨補すること正に大なるものあるべし。

此の講師は老功の一紳士にして、恪勤の聞えありしかども、余時々切齒に堪へざることもありき。恰もクリスマスの朝には、余殆んど講師の頭に讚美歌(基督禮拜式に於て用ゐる)を擲たんとしたりき、彼れは非人情なる教義を説きたりしなり。余は之れに對して暴行を差控へしこと、善きや惡しきやを知らず。彼れが此時の説教は、その聽衆に改心を望みしに外ならず、即ち曰く、余は諸君の妻子に對する愛情に訴へて之

しにあらす、妻子に對しては過度の愛ありといはん、只その途を誤りしが爲めに罪に陥りたるのみ。然るを基督(神)の代理者たるもの、我等の獄にあるは、その天賦の愛情亡せたるためなりと云ふ、余豈に怒らざるを得んや。

評 予も亦教誨師其職に在ては天の代理者、眞理の證人たり。予らが職や如何に重き哉。余が席にして此時適當の處にありたらんには、余の讚美歌は確かにその頭上にありたるなり。余之を思ふ時は、今も尙は殘念に堪へず。而して余或は之が爲めに罰則に處せられつるならん、されど余が同囚に對しては善き實例なりしならん。

評 予常に思ふ、監獄教誨は普通説教に異なる難義ありと、則ち本例を詭味せよ、今も尙は殘念に堪へずと云ふ程の事すらも囚人として法制の下に屈伏黙従せざるを得ず、監獄教誨の適否を案ずるは小兒の病を診案するよりも難し吾人の職や至難の業と云ふべし。

此日晝餐の差入物は「メル、メル、ガゼッド」社(此頃ステッド氏の主筆なり新聞)のムーデが發らし來りたり。ムーデはノースサムブランド街より遙々

と鳩鳥を携へ、冷へぬ様にとて湯の中に之を入れ來りしどろ。ムーデーはガゼット社に至らざる前は、警視廳の伍監なりし、彼れ尙ほ巡查氣質を脱せねばにや、獄中は若しく堪へ難き處と思へり。余之を慰諭して、これはおもしろき處はあらじといひしかども無益なりき。

評 四情を看破する如何に難き哉

此の午後ムーデーの去りたる後、余は可憐の一少女に遣はす手紙を書き初めたり、少女は大誘惑に罹りしが、今改心の最中にて、之を知れる余の朋友は、獄中より余が手紙を送りたらば、大にその心得とならんと告げ知らせたればなり。余は力を籠めて紙に對したる時に、午後の集會の鐘鳴り響けり。則ち書き終らずして立ち上り、戒護者に導かれて講堂に往きしが、余の心は彼の手紙のうちに充ち満てり。

式初まり、各講堂は終らざるに、余が耳は明に左の聲を聞けり、汝は何故に彼少女に基督信者たるべしと勸むるか、今後決して基督信者なれといふこと勿れ宜しく基督なれ(即ち基督の如くなれ)といふべしと。余は心に驚き、且つ此の勸告の謗論なるを疑はざりしが、彼の聲は尙ほ説き進む様、今後は基督信

たる爲めなり。爾來已に八年の星霜を経たれども、意味深長此の一語に瞬間も比すべき語を得たるとあらす、余はこれより優れる語を得んとを望まず、誠に基督なれの一語は、世界の幸福に最も力ある語なり。勿論には神たれといふは非ず、神の如くなれといふのみ。

評 人を教化するに格言の力あるは喋言を俟たざれと予友留岡幸助君成功の秘訣を講述して教誨叢書第二十二輯にあり曰く

其効用一人の旅客ありけり、日は西山に没して四境眞黒となり、生憎提灯を持たざりし故に一步の前をも見る能はず手探り足探りして漸く一步へと進みたり、端なく電光の一閃に行路を照され前程を見渡すを得て始めて一步を進めは九仞の底に墜落すべき危難にあることを知りたり、此の一閃の電光なかりせば何を以てか旅客か前途の危を知るを得んや、瞬間に足らざる電光なれども此の旅客に取ては其効實に大なりと云ふべし、格言の人生に取りて大切なるを悟も此の如し。

此篇を終るに臨み、尙ほ一事の記せざるべからざる

者たると勿れ、基督信者は名儀に過ぎざればなり、人に勸むるには基督なれといへど。聲は亦聞へず。余が心は訝かしさに堪へず。余は最初此の勸告を謗論なりとなし、よし謗論にあらざるも亦不遜の言分なりと思へり。然るに熟々此勸告を思ふ内に、余々心自ら開け、此の語の眞意を思ひ當りぬ。余は之を考ふるか爲めに説教は能くも聞かざりき。

評 聴者必ずしも教誨の全体を記憶せざればとて直に之を不熱心なりと斷するは速了のみ、無神經に教誨の全語を暗記して喋々するは解し得て一語を深く心に留むるの正直に如かず。

即ち余講堂を出で、獄室に歸へり、此意味の手紙を書き終れり。次て三四の朋友及ひ余の兄に宛てたる手紙を書き、此日余の耳に響さし奇語を報じ、その所見を質せり。之に對しては、總て皆余を獎勵するの返書を送れり。カーヂナルマンニングを初め皆云く、是れ福音の眞意なりと。余や此後大集會の席上演説の機會を得る毎に此のクリスマスの午後獄中に得たる奇語を演ぜざりしとはあらす。

過去、現在、未來のクリスマスに對し、一千八百八十五年のクリスマスの異なるは、實に此の一語を得

ものあり、余は許されて獄室にクリスマスの筵を張りたる是なり。こはクリスマスより新年に至るまでの間のとなりき。余か妻及ひ五人の子供、午后より夕にかけて一日余と共に獄室にあり、余に對して常に親切ありし獄吏等、いへる様斯く恐ろしき獄中、斯く樂しき會合ありしを知らずと……

評 獄を談するもの曰く、歐米の獄制既に緩に失せり採て以て法るべきものなりと本例の如きは即ち論者の説をなす所以のものか、予未た一等囚なるもの、解釋を明にせず至細に彼の狀を講究し然後に之を評下せん

余か今生涯中最も多事なりしクリスマスの記事を終る。思ふに之を讀むもの、余かホロウエイの獄中より、牢獄の繪ある「カード」の裏に、左の一語を題して余の朋友に遣はせし本意を解すると難からざるべし、

神、寧ろ余の神は、余か同輩に優れる喜びの油(天恩)を以て余に注きたまへり。

評 人生の規矩道義の準繩を以て或は責め或は教へ而して人の宗教心を喚起すに於てはステッド氏をして此言を吐かしめたり、ア、吾人か

通信

職、教誨の事業亦目的あり望ある最大快事業なりすや。

通信

東京衛戍監獄司獄官任命

監獄長	一給俸	陸軍監獄長	水山	烈
監獄附	二給俸	正七位勲六等	松本文	吾
同	四給俸	陸軍監獄書記	井出	藤作
同	同	勳八等	千葉佐四郎	
同	同	同	田村武七郎	
同	五給俸	同	大橋八造	
同	四給俸	陸軍監獄同	古崎長義	
同	同	同	本城清	
同	同	同	清水敬一	
監獄附	四級俸	陸軍監獄同	春山直親	
同	五級俸	同		

司獄官任免其他

北海道集治監 工藤襄報告
成川長廣

非職ヲ命セラル	全看守長	中村莊之助
非職ヲ命セラル	全看守長	境谷道亮
非職ヲ命セラル	全書記	水泉義行
依願本官ヲ免セラル	全書記	齋藤寛行
依願本官ヲ免セラル	全書記	佐藤好順
北海道集治監第一課長ヲ命セラル	全看守長	工藤悦太郎
空知分監署守課長ヲ命セラル	全看守長	金田彌太郎
釧路分監署ヲ命セラル	全書記	高橋吉明
網走分監署ヲ命セラル	全書記	鈴木清臣
北海道集治監第二課長ヲ命セラル	全看守長	鹿倉以正
北海道集治監署守部長ヲ命セラル	全看守	酒井兵次郎
全	全看守	中川九郎
全	全看守	小林二市郎
全	全看守	高橋可否
全	全看守	高倉佐十郎
全	全看守	春日市五郎
全	全看守	狩野秋之進
全	全看守	伊藤常盤之助
空知分監署守部長ヲ命セラル	全看守	上村重隆
全	全看守	塚越鼎

監獄書記 細川 正確

賞表授與

全	看守	川村保吉
全	看守	高野知至
全	看守	佐伯文之助
全	看守	飯島清治
全	看守	原保太郎
全	看守	村上龜三郎
全	看守	伊藤清次郎
全	看守	上村重隆
精勤證書ヲ授與セラル	空知分監署	

入監已來能ク獄則ヲ謹守シ改悛ノ行爲著シキモノト確認シタル者ニ對シ本年九月廿三日懲役終身刑ノ者ニアツテハ四十人無期徒刑ノ者ニアツテハ三十九人有期徒刑十五年ノ者ニアツテハ二十四人全十四年ノ者ニアツテハ十一人全十三年ノ者ニアツテハ三十人全十二年ノ者ニアツテハ四十七人都合百九十一人ニ對シ監獄則ノ規程ニ依リ各賞表一個ヲ付與セリ

司獄官任命

監獄署第一課長ヲ命ス	監獄書記	隔山利吉郎
監獄署第二課長ヲ命ス	看守長	永田直之丞

監獄署第三課長ヲ命ス	看守	眞弓眞之助
依願免本官	看守長	清水五郎
典獄代理ヲ命ス	非職看守長有馬彦馬	
任大阪府監獄書記	監獄書記	隔山利吉郎
任大阪府監獄書記	全	楠田政之助
任大阪府監獄書記	全	中澤金三郎
任大阪府監獄書記	全	岡本清吉
任大阪府監獄書記	全	奥野敬三
任大阪府監獄書記	全	村上昇次郎
任大阪府監獄書記	全	笹田芳三郎
任大阪府監獄書記	全	阿知波裕
任大阪府監獄書記	全	富澤文一郎
任大阪府監獄書記	全	庄司庸
任大阪府監獄書記	全	松崎健次
任大阪府監獄書記	全	桑原寛太郎
任大阪府監獄書記	全	東尾第三郎
任大阪府監獄書記	全	沖山磯太郎
任大阪府監獄書記	全	上田八郎

通信

任大阪府監獄書記
月俸八圓支給

○精勤證書授與人名

[illegible]

●司獄官任免

[illegible]

●司獄官任免

●司獄官任免

兵庫縣監獄署

任監獄書記（七級俸監獄署第一課長） 鈴木豪雄

任監獄書記（七級俸監獄署第三課長） 丹羽哲郎

任看守長（七級俸監獄署第二課長） 加藤雄逸

任監獄書記兼看守長（八級俸洲本監獄支署長） 花房 敦

任監獄書記兼看守長（八級俸豐岡監獄支署長） 神崎直次郎

任監獄書記兼看守長（九級俸龍野監獄支署長） 山田 談

任監獄書記（九級俸） 島田榮造

任看守長（十級俸姫路監獄支署勤務） 田中參候

任監獄書記（十級俸） 井上新藏

（月給拾壹圓） 水上彌壹郎

（全拾圓） 原田與一郎

（全拾圓） 志賀愛之助

（全拾圓） 關口種吉

●司獄官任命其他

依願免本官并兼官
看守長兼監獄書記 島村十郎
 ●司獄官任命其他 秋田縣監獄署
 今般本縣處務細則ヲ改正シ當署ニ第一課第二課第三課及醫務所ヲ置キ監獄支署ニ庶務警守醫務ノ三係ヲ設ケレ課長以下左ノ如ク命セラレタリ

今般本縣處務細則ヲ改正シ當署ニ第一課第二課第三課及醫務所ヲ置キ監獄支署ニ庶務警守醫務ノ三係ヲ設ラレ課長以下左ノ如ク命セラレタリ

第一課兼第三課長	秋田縣監 獄吏記	木名瀬禮助
第二課長	秋田縣看守長 最監御患允 秋田縣監 獄吏記	竹内千里
第三課兼一課僚	秋田縣看守長 秋田縣監 獄吏記	淀川清
第二課僚	秋田縣看守長	皆川懋爾
第三課僚	秋田縣監獄吏 平兼看守長 秋田縣監獄吏 記兼看守長	林勝復
第一課兼二課僚	秋田縣監獄吏 平兼看守長 秋田縣監獄吏 記兼看守長	大貫忠直
第二課僚	秋田縣看守長	角田龜松
依願必職務	秋田縣看守長	長尾長太郎
	秋田縣監獄醫	北島運一郎

右看守部長ヲ命セラル
○本月三日重懲役九年四鈴木忠純輕懲役七年四伊藤
米藏ナル者共其筋ノ免許ヲ受假出獄差許サレタリ

全 (全九圓) 大塚芳彰
 全 (全九圓) 橋本新藏
 全 (全九圓) 和田市松
 全 (全七圓) 片岡望
 監獄書記 村山沈雄

文官普通試験委員ヲ命ス 典獄 櫻井高尙
 看守部長ヲ命ス 看守 萩原貞意
 全 看守 濱田幸吉
 全 看守 有村武昌
 全 看守 川上休兵衛
 長野縣 監獄署

●設置程度變更

長野縣ニ於テハ看守押丁ノ設置程度ヲ左ノ通變更シ
 來ル廿七年度ヨリ實施ノ義内務大臣(經伺ノ上縣會
 ニ需メタルニ同會ニ於テ可決セリ依テ茲ニ掲載シテ
 各府縣司獄官各位ノ參考ニ供ス
 因ニ記ス同縣廿七年度在監人豫算人員ハ千六百名
 ニシテ之ニ對スル看守二百名押丁二十名ナリ
 ○長野縣看守押丁設置程度
 一在監人八百名ニ付看守一名 月俸平均金八圓七十五錢
 一在監人八十名ニ付押丁一名 日給平均金貳拾貳錢

左ノ八名、看守教習卒業證書ヲ授與ス但高橋龜吉
 藤島重一小林成徳鶴村茂里ノ四名ニハ特ニ優等書
 ヲ授與セリ

●司獄官任免

兼任監獄書記 看守長 奧津良頼
 下妻監獄支署長ヲ命ス 看守 平升國太郎
 非職ヲ命ス 監獄書記 安宅九郎
 全 看守長 永井衛敏
 給七級俸兼看守長 監獄書記 加藤紀堅
 監獄土浦支署長ヲ命ス 全 霧生里次郎
 監獄署作業課長ヲ命ス 土浦支署長 監獄書記
 任看守長 給十級俸 看守部長 大沼正長
 警守詰詰ヲ命ス

●司獄官任免其他 廣島縣 監獄署
 依願本官ヲ免ス 監獄書記 伊達創
 看守部長ヲ命ス 看守 原勇太郎

○精勤證書授與
 左ノ拾五名、精勤證書ヲ授與シタリ

看守 木村正
 看守 難波喜一郎
 看守 原勇太郎
 看守 藤田祐一
 看守 平林純一
 看守 小行司寛次
 看守 吉光英明
 看守 吉本米吉
 看守 伊藤善梶
 看守 森元俊之助
 看守 串田倉次郎
 看守 平野一男
 看守 吉本庄藏
 看守 天野文之進
 看守 林禮助

○看守教習卒業

任監獄書記給十級俸 打越政憲
 下妻監獄支署詰ヲ命ス 看守長 藤田爲徳
 給九級俸

●看守教習課程卒業

第一課長ヲ命ス 監獄書記 霧生里次郎
 第三課長 全 後藤重正
 第二課長 看守長 菊池鼎五郎
 任茨城縣監獄書記月俸拾圓給與 伊藤長太郎
 看守部長ヲ命ス 看守 五上西松
 宮城縣 監獄署
 看守 岩切謙
 全 高橋忠之進
 全 川崎門也
 全 藤畑初次郎
 全 岡本久之助
 全 吉田六彌
 右本月六日看守教習課程卒業ニ付其ノ證ヲ交與セラ
 ●司獄官任命其他 青森縣 監獄署
 元青森縣 看守 齋藤啓太郎

滿十二年以上勤続ニ付年金三十二圓給與ス

三川 玉 鳳

青森縣監獄署教誨師ヲ囑托ス

青森縣 監獄書記 佐藤茂登枝

監獄署第一課長ヲ命ス

全 看守長 兼書記 松本悦之助

監獄署第二課兼第三課長ヲ命ス

全 上 杉本雄太郎

監獄署第一課兼第二課勤務ヲ命ス

全 書記 兼看守長 進藤傳吉

監獄署第二課兼第一課勤務ヲ命ス

全 監獄書記 東原政之助

監獄署第三課勤務ヲ命ス

全 監獄醫 山内文祥

監獄署醫務所長ヲ命ス

全 看守 工藤良吉

任青森縣看守長給十級俸監獄署第二課勤務ヲ命ス

全 看守部長 三浦忠吾

監獄署八戸支署勤務ヲ命ス

全 警部兼看守長 松下賢之進

兼官ヲ免ス

全 警 部 戸 出 一 幸

任兼青森縣看守長

○本年一月七日青森縣監獄署ニ於テ四人七名へ賞表

授與式ヲ執行シタリ

●司獄官任命

兼任佐賀縣看守長 監獄書記 宮原貞雄

唐津監獄支署勤務ヲ命ス

唐津監獄支署書記 佐賀縣監獄書記

全 人 田中忠九

監獄署第一課勤務ヲ命ス

翻譯

●刑法第五十六條に規定せる強制
教育場の組織は如何すへさや
(承前)

薩摩感化院長 ベスレル氏著

日本 鐵血居士譯

習學年限を終りたるものと雖も必要なりと認むる時は其年齡に拘らず習學せしめざるへからず習學者に

就ては總て學級を分ち各級其人員過多爲らざるの注意を加へ可きは勿論教場等狭少にして止むを得ざる場合の如きは設し習學時間を減少するも一教場に年齢等の差異あるもの多數を集むるよりは遙に優れりとす就中刑法第五十六條に依り處分せられたる者には精神薄弱なる者少しとせされは此等は特に學級を設け習學せしむるを要す習學は之を半日とし他の半日を以て作業に就かしむるものとす年齢の長したるものに就ては全く實際の生活を營ましむるの方針を採り農工商を區別し教員の如きも專任者を置き之か授業を掌らしめざるへからざるなり強制教育場にては不良少年に對しては嚴正なる教育と仁愛なる交通等に依り自から良心を惹起せしむるの方法に務むべきなり

職業教育の如きも單に其幾部を學ばしむるか如き方法にあらすして完全に其業を授け將來其業に依り生

活の途を得せしめざるへからず若し職工組合の現存するあらは之に加名するの順序方法等を爲したる后出場を許可すへし本人に於て營業上の困難少きと強制教育場自身にも煩雜少なきに由り手工としては尙工裁縫工指物工を以て適當の業種とす殊に農業に至る所人夫に欠乏を告ぐるを以て雇主を得ること速なりと雖も又一方大都會に於ては毫も必要を生ずることなし故に強制教育場に於て農業を學ぶものは普通婦女女子の爲すか如き簡易の業のみならず牧畜及農具の運用及其他普通の職業も亦之を併習せざるへからず

強制教育場の規模大なると同時に作業の種類も亦之を増加し以て各種の技能及望みに副ひ得るの設備あるを要す不良少年に農業及工業を授くるに當ては其官吏の性質も亦察せざるへからず下士官の如きは下等官吏として採用するを得るも勤務年限は十二年と定めざるへからず是れ下士官は農業にも工業にも數年間離れ居りたるものなればなり若し一方技藝に熟達したるものあるも此等は紀律即ち陸軍的教育を欠く是を以て監督者には命令的舉止に熟達なる兵士を充つるを適當なりとす然れども監獄に於ける看守

とは其職務大差あるものにして強制教育場に於ては特り監督戒護のみならず躬自から模範となり且同業者として言語を以てするよりも寧ろ實行に於て範例たらしめるべきなり

教員選拔上に於ても充分の注意を加へ單に學業のみにして授業の實際に達せざる者は到底其任にあらざれば授業に精熟したる者に限るは言を悞たざるなり而して普通學業の外習字、圖書、唱歌、體操、及操練等殊別の技能ある教員は他の者に比し強制教育上特殊の功を奏するは何人も疑はざる所なるへし

強制教育場に事務の醫師を要するや否は各其情況に依り定むべき問題なるも少年の時に於ては比較的負傷すると多きに依り内科醫よりは寧ろ外科醫を必要なりとす

規模大なる強制教育場に於ては專任の教誨師は一日も欠くべからざるものなり不良少年感化の成否は一に教誨師の指導如何に存す故に強制教育場長は之を教誨師とするに優れるはなく少くとも場長の職は高尚なる教育官に委任すべきものなりとす

強制教育の實功を見ざる間は紀律は極て嚴正に施行し毫も自由を與へざるを要す強制教育場に於ては作

ては試験確證を得たる后ち之を許し長期の者に在ては習學時期を終りたる后ち之を許すものとす假出場を許可せられたるもの自身にも第二の生家即ち強制教育場は絶へず監督を施し不正反行ありたる時は直ちに入場を命し之に反し品行を正ふし職業に勉勵する時は萬一不幸困難に陥落することあるも必ず救助を爲す者たることを記憶せしむべきなり尙ほ強制教育場に留置し得べき期限に就て述へんに法律の許す限り即ち満二十才迄とすれば強制教育場に於て一度假出場を許可したるもの再入し或は假出場者中生計上の困難に遭遇したるものを引受くるは甚だ煩に堪へざるか如しと雖も父兄に代り施すべき監視なれば敢て避くべきにあらざるなり

出場に依り強制教育場の關係を全く離るゝは満二十才なりとす不良少年は可成長時間兩親の關係を絶たざるへからず強制教育場に在る不良少年の爲め最も避けざるへからざるものは其の親族なりとす如何となれば兩親は愛情の爲め思慮を失却し恰も猿猴の如く速に兒を手許に還らしめんことを欲するから然からされは少年に依て多少の賃銀を得んとするものあればなり

業及適當の快樂方法手段として最も必要なるものにして之が長たるものは常に少年等の行爲に注目し或は説き或は諭し賞罰共に其時機を失はざるの注意は最大要件なりとす世人或は余の評は不適當なりと云ふへしと雖も余は管理宜しきを得たる強制教育場は性行教育上普通の家族に優れるものなることを斷言す生活の秩序整然たるは善行を爲さしめ善習慣を養成するの適切なる手段なりとす

少年漸々改悛の域に進み信用を置き得るの行爲顯はれたる時は紀律を寛にするの時期にして即ち純然たる強制教育の取扱を止め自由の生活を爲さしめ然る后ち出場せしむるものとす

此出場たるや固より假に許可するものにして假出場と稱すべきなり實驗に徴するに出場を許可せられたるものは生活情想の變更に依り數年來彼等の腦裏より脱却したる希望を再び發生するに依り外部の刺激の爲め不良心を再發すること少からず然、時は直ちに入場を命せざるへからざれば假出場の制は強制教育場に欠くべからざるものとす假出場を命すべきものは既に述べたる如く充分信用を置くに足るものたるを要するは勿論なりと雖も在場の期短きものに在

終に尙ほ一言せんに假出場を許可したるものを置き相當の役員をして監督せしむるにあらざれば強制教育場最終の目的を達すること能はざるへし (完)

雜報

●看守女監取締並押丁設置程度變更

は愈々本月八日勅令第四號并に同九日内務省訓令第一號を以て發表せられ来る明治二十八年四月一日即ち廿八年度より施行することゝなれり廿六年度の今日に當りて廿七年度より施行せずして廿八年度より施行せられたるは待遠き様に思はるれども廿七年度の豫算は最早府縣會の決議を了し閉會後に屬するを以て廿七年度より施行することゝせば臨時府縣會の開設を要す斯くては地方の不便此上もなき次第なるを以て彼此の事情を參酌せられ廿八年度より施行の事に定められたる由に開けり又押丁全廢は近來處々に實行せられ集治監にては已に全廢せられ之が設置を要せざるとは業に稔聞する處なるも今回の訓令にては在監男子五百人に付十名を置くことを得以上は百人を増す毎に押丁一人を加へ以下は百人を減する

毎に押丁一人を減すること、定めらる蓋し地方に於ては刑事被告人なる者あり裁判所の押送に給與品等の受授に押丁を要する場合ありて一時に之を全廢せば場所依りては差支を生ずることあらんか、大に地方の事情を參酌し其數を減して僅かに存し得ることとせられたるなるへし然れども押丁を存置するは變則にして之を置かざるこそ正則と見て可ならん何となれば條文に押丁は置くことを得とありて之を置くへしと規定せられざるに依て觀るも明なり兎に角押丁は漸次全廢の方針を取られんところ望しけれ又看守人員の勅令第一條に看守の定員は拘禁男子五百人に付七十五人とし、拘禁男子五百人以上は百人を増す毎に看守十人を加へ五百人以下は百人を減する、看守十人を減すとありて其第三條には看守定員の増減は拘禁男子に百人の差を生じたるを以て於て之を行ふとあり一見する處にては彼此重復し第三條は冗文なるが如く思はるれども決して然らず右第一條此の勅令を施行する當初の設置割合を示されたるものにして第三條は其後益々男子の増減する場合に適用するものなれば兩條相待て設置の標的を全ふするなり婆心なから一言す女監取締及押丁人員に係る

訓令の第一項第三項と第四項との關係も亦た全權なり
監獄支署に定員外の看守を増置し女監取締の定員を各監獄にて定められ又監獄内にあるも拘置女監と囚人女監の位地相隔離する所にては女監取締一人を増置する者を定められたるは大に實際の狀況を酌量せられたるに因るべし各地方にては大に便宜を得らるること、思考す女監取締及押丁の俸給は日給とせられ女監取締の俸給は四圓以上拾五圓以下とし押丁の俸給は四圓以上八圓以下と定められ四圓以上拾五圓以下四圓以上八圓以下とは月額にして日給何十錢以上何十錢以下と定められざるは月額を根基とし其標準を掲げられたるものと見て可ならん敢て一言を記して參考に供す

●監獄巡閱内規

は去る明治十九年に定められ内務省より出張の巡閱官の服膺せらるゝ所なりしが新官制に依り監獄巡閱官は内務省參事官若くは書記官を以て之に充つとの條文を削除せられたるに由る乎今般内務省に於て監獄巡閱内規(廿六年十二月十五)なるものを設けられ最前の監獄巡閱規程を改正せられたり該内規第一條を閱

するに内務大臣は所屬官吏をして少くも毎年一回全國各監獄を巡閱せしむと規定せられ従前の如く内務省參事官書記官に限らず他の内務官は巡閱官たるべき様其區域を擴張せられたり而して毎年少くも全國各監獄を巡閱せしめらるゝこととなりたる條項この巡閱規程改正の骨子と見て可ならん内務大臣の監獄改良に注意し之を放擲せられざる一應を付度し得らる我々監獄社會の爲めには前途多幸望滿々なりと祝賀せざるを得ざるなり聞く所に依れば右巡閱内規の實行せらるゝ端緒なる歟此程内務省警保局監獄課員山上義雄氏は東京近傍、同坪井直彦氏は東海道諸縣の監獄巡閱を命ぜられ已に出發せられたりと

●在監人名籍原簿囚人身分帳等

は客歲十二月内務省訓令を以て設定發布せられたり此様式の一定する上は自ら事務の平一整理を期するに至るへければ獄務改良上には著しき影響を與ふることと思はる尤此様式に依り施設するときは従前の如く適宜に委しありたるに比すれば幾何歟手數を要すへきかなれども是れ一時改良の際に蒙る處の出來事に過ぎずして將來は之れを爲めに大なる利便を得ることと思はせらる故に各地各監獄皆一日も早く此

様式を實施し以て諸帳簿類の整理を圖り大に内治の改良を企畫せられんこと切望の至に堪へざるなり

●陸軍監獄條例

は本年一月勅令第一號を以て發布せられ其第一條を以て陸軍監獄は輕罪以下の刑を受け現役を離れざる軍人又は官職身分を失はざる軍屬諸生徒并に刑事被告人を拘禁する所を定められ其共犯等にて婦女あり之を拘禁する場合には地方監獄に囑托すへしとの明條あり此條例に據るときは第一條明文外の囚人は陸軍々法會議に於て處斷せられたる者と雖總て地方監獄に拘禁せざるを得ざるに至りたるなるへし尤婦女にして地方監獄に囑托せらるゝ場合には當然地方監獄に拘禁すへきものならざるゆへ其拘禁費は陸軍省より支辨せらるへし

●陸軍現役滿期下士

は巡査には無試験にて採用し得るとに相成り居るも舊臘發布の看守採用規則には此明文なし無試験にて採用し得るものは單に精勤證書を有する看守並に曾て看守長たりし者のみ、其巡査採用方と看守採用方と相異るは聊か疑なき能はざるも看守は監獄の重要機關にして監獄の改良を期待するには看守の精選を

要す今や即ち監獄改良の真最中なりし而して獄事に熱心且熟達通曉せる人物を要するは勿論なり故に曾て看守長たりし者又は精勤證書を有する看守なれば皆に技藝のみならず其獄事に熱心且通曉せる度合は大抵判知せられ得て更に試験を要せざるよりして無試験にて採用し得ることなるへきも陸軍現役満期下士に於ては皆に技藝のみならず其伎倆如何は判知し難く看守は巡查と異り一種特殊の職務なるを以て其精選を要するにより是非とも試験を爲すへきことに定められ試験採用の事を加へられざりし所以なりと聞き及ひたり當局者参考の爲め此に掲載す

●保管金送付方に就て

在監人の領置金を監管へ送付するには従前は現金の送付を要せず預金證書を以て受授するの便法ありたるも先般金庫規則改正に依り此便法消滅に歸し現金を送付するか若くは爲替送りに爲さざるへからず然るに現金送付は種々の弊害あり爲替送りは爲替料を要し彼是不都合あるを以て従前の如く便法設定方内務省より大藏省へ照會に相成居る旨は曾て聞き居りたるが大藏省に於ても事實已むを得ざる義と思量せられたるものと見へ本月十五日官報大藏省訓令第二

なり嗚呼悲夫

●典獄の更迭

新潟縣典獄小林三郎氏は前田氏の後を襲ひて大坂府典獄に任せられ年俸千圓を下賜せられ非議神奈川縣典獄小泉保直氏は新潟縣典獄に任せられたり

●監獄の改築

神奈川縣監獄署は愈々移轉改築の事に決し十九萬餘圓を以て廿七年度以降五ヶ年度繼續工事となすに縣會の議決を経たり、愛知縣監獄署も亦廿七年度以降五ヶ年度繼續工事となし十七萬餘圓にて移轉改築の事に縣會の議決を経たる由同縣に於ては敷地丈は已に貳萬餘圓にて買入れある趣なり

●聯合府縣典獄會議

は久敷開設せられたることを聞かさりしが廣島縣に於て來二月當り元兵庫假留監聯合地方に係る府縣典獄の會議を開き大に獄事施行上の協議を致さるゝことになりしやに傳聞す

●看守の服制改正に就て

看守及巡查の服制を改正すへしとの議を唱ふる者あるは既に久き談にして予輩も之を希望せざるにあら

號を以て右便宜法に係ることを金庫出納課へ達せられたり此上は移轉押送囚ある毎に該訓令に依り取扱方當事者より金庫へ請求せは可なることゝなるへし實際の取扱上至極利便あるへし

●内務省報告例

は近々改正せらるゝ由にて本月中敕通くも來二月中には發表せらるへしと聞けり該報告例改正に伴ひ該例中にある監獄統計も大に改正を加へられ綿密なるものとなりや洩れ聞きぬ、監獄統計は獄事上最も必要なる要項にして監獄行政と密接の關係を有するにより其精且確なることを要せらるゝは左もあるへきことゝ信認す

●前田大坂府典獄の訃音

大坂府典獄前田素志氏は赤痢病に罹り藥石効なく舊臘終に永眠せられたり氏は獄事に堪能且熱心、彼の大坂府の大監獄を繰縦運用して物議なからしめ、各整理改良の緒に就かしめ夙に令聞令譽あり實に我が監獄社會の泰斗たり一に朝病に罹りて起す、業は半途にして未だ氏の目的を達するに及ばずして易簣せられたるは悲悼止むなきのみならず我か監獄社會の爲めにも良典獄を失したるを痛惜せざるを得ざる

されは時々紙上に管見を記載したることもあれども今又更に繁括して予輩の希望を陳述せんに第一地質は冬服紺絨と一定ありたきものなり体裁は勿論經濟にもなるとなるへし(前號雜報參看)又東北の寒地にては嚴冬に小倉服を着用すると中々の苦痛なるへし故に厚綿の胴着類を重襲して其上に制服を穿用するとなれば爲めに姿勢を損ずると一方ならず結局西洋風の服裝を爲すには西洋風の織物を使用すると相當なるへし大適格なる代用品あれば格別なれども冬期用洋服地として堅牢且廉價なると所謂軍艦絨の如きものあるを遺憾ながら未だ聞知せざるなり第二には上衣の制式を改めて二重銅鈕掛けとせられたし是迄の如きホックかけは体裁妙ならず若し裁縫不十分なれば襟目開きて見苦しきと限なし何故に二重銅鈕を欲するやと云ふに嚴冬には少しなりとも暖さを善しとすればなり陸軍下士卒の如く一重にては不可あるにはあらず何れの道ホックは是非廢止して銅鈕とせられたし銅と眞鍮との間には格別の得失なし銅は手入不良なれば緑青を噴き出すものなれども其代に外見品格あり鈕掛けは無地を可とす襟の折襟ならざるへきとは今更辨を待たざるへし第三帶銅は眞正の銅

と一定せられたし現今は一定の制式あらすど雖多くは刀を使用せり刀には種々の缺點あり歩行殊に疾走の際脚に纏綿し憂々の音響を爲し鞋を脱し易く夜中異々の光を發するなり故に從來の刀を改造すると昨年來宮城築治監に於て試製せられたる劍の如くするを實用上及經濟上最便利となすへきか昨春會議の際各典獄には一見せられたる趣に聞けは茲に詳記せざるも予輩は先實際に最行はれ易き方案なるへしと信するなり若し多額の費用を投し得るとなれば勿論一段も二段も勝りたる名案あるへきか第四幅は獨逸軍帽形の外に好趣向あらざるへしと信す只前章は成るへく小形なる日章を可とすへし尙純圓形なるを希望するなり第五靴は護謨を付せざる深靴(半長靴の稍短きもの)に絨の脚半を使用するとせられたし短靴は不体裁にして且損し易し護謨靴は雨水の浸入する虞あり長靴は疾駆に差支へ且一旦浸水したる後輒く穿用すへからず脚半は實に重寶なるものなり晴天には袴下に裝し雨雪天には袴上に穿つ夏は砂塵の脚部に付着するを除き冬は取煖の一良方便なり又平生袴下に裝着するに由り何時雨雪の襲來に遭ふとも毫も狼狽するを要せず

の際上京中の典獄にして此等職務上参考の要ある諸設置を參觀せられたるもの固より餘暇に乏しかりしに由るとにはあるへけれども實に寥々たりしやに傳聞し竊に歎息の思なきにあらざるなり何事によらず熱心ならんにはある限りの機會を利用して見聞を廣くするの覺悟あるへきとにあられ

● 藁工

藁工の盛大なるは監獄の祥事ならず又手柄にもあらざれども眞に己むとを得ず之を存置するも成るべく多くの工錢を得へき製造を主とせんと最大切なり今一例を挙げんには京阪地方に行はるゝか如き堅緻且美麗なる飯櫃覆(おはちいれ)を製造するとなれば体裁もよし價も可なり従て一槩に藁工とて擯斥するにも及ばざることなるへし其大小精粗に由りて不同なると勿論なれども一個の價平均位となるへし各地にて試みられたし現に試験して好結果ありたる地方もなきにあらすぞ聞けり

● 赤痢

赤痢は年を逐ふて猖獗を極め殊に昨年は未曾有の大流行となり遂に東京付近まで襲來するに至れり此勢にては今年の夏一層猖威を逞ふして東京の市内にも

● 臥具は毛布を可とす
現行施行細則には臥具は蒲團と明掲しあれば今日は別に詮方なきとなら若し改正の機會あらんには臥具は悉皆毛布のとに一定ありたきものなり蒲團は監房内にて場所を塞くと多く破損し易く又汚染し易く内綿は暫時にして不均齊となり一所は厚く一所は薄き姿となり曝乾に不便にして従て醜態を發生し易く搜檢し易からざれば従て包藏物の虞多し其上費用の點に於ても大差あるとなし故に差入の臥具に止まらず全体に監獄内の臥具は毛布と一定せられたきものなりと某氏の談話

● 感化院等の參觀

監獄家の注目する設置は實に多きとなるか現今東京に存在するものに就て言ふも先犯罪豫防には感化院あり養育院あり又或は犯罪人の嫩芽若くは卵子を包藏するの憂慮ある棄兒の保護場たる育兒院あり其外較て間接の關係あるに過ぎざれども去とて全く無縁あるにはあらざる癲狂院(巢鴨病院及其他二三の私立病院あり)並貧病院(慈惠醫院の如き)あり衛生には衛生試験所あり醫科大學の醫院あり作業には種々様々の製造所あり工業上の學校あり然るに會議

侵入せんとあらんも知るへからず實に恐るへき談ならずや既に赤痢の爲めに襲撃せられたる監獄もあれども未だ幸に大毒を流さるゝには至らざりし油斷は大敵なり若し大監獄に侵入して用捨なく切りまくらるゝとあらんには實に大變と云ふの外あらす何卒用心して決して決して病毒を監獄の門内に潜入せしめざる機屹度防禦ありたきとなり防禦の手段は他なし監内を清潔し飲料水並に飲食物に注意し外來の人物との消毒に注意するにあるのみ

● 監房内の端座

に對して虐待の嫌あり且其效なしとの説ありとは眞か予輩は信し難し呼「フマニテート」の誤解濫用は實に恐るへきかな予輩は殆と言ふへきの語なし

● 格氏監獄學

兼て本會に於て出版する趣を廣告し既に第一冊は印刷製本中に係る八木氏翻譯格氏監獄學の未曾有の良書あるとは今更辨説するを須たさるへけれども頃日同書の來歴に就て聽得たる次第あれば其大畧を摘記せんに清浦司法次官の先年歐洲を漫遊せられたる節到處にて伯林の典獄クローネ氏は目今第一流の實際家なりとの評判を聞かれ既に一面の識なきうちより

大に眷愛の情を惹き起されたりと而して伯林滯在中は屢々同氏と往來して監獄に關する諸般の事項を談論せられたるか結局同氏は一書を出し予の廿餘年間の經驗に據つて蓄積する所の意見は悉皆鍾めて此一冊子の中にあり閣下若し御歸朝の後予の界見を問はんと思召るゝとあらは希くは本書播蘭の勞を取り玉はんとを申出てたりと其後次官には幾多の名士より本書の好評を聞き取られたれば歸朝早々八木氏等に向て頻に譯述版行の事を勸告せられ諸氏も固より願ふ所なりとて既に昨年來分譯の筈にて着手せられたる趣なれども何分公務繁劇の爲め果たされざりしに這般八木氏退官後本官の乞を容れて遂に同氏一人にて成功せらるゝ次第に立ち至りたるなり因に故セーパツハ氏は格氏の薫陶を受け同氏の推舉に由りて我國に渡來せられたるのみならず本書の編纂には師の指教を受けて一部分を助力せられたるの緣故もあれは勿論左もあるへき筈ながら深く本書を信し常に座右を離されざりしとぞ

看守採用規則細目に就て

巡查採用規則は明治廿四年九月を以て訓令せられ巡查は全國同一の方法に依り採用せられたるも看守採

本誌第四卷第十號雜報欄内囚徒送金の弊害に付て集治監の如きは五圓十圓の大金を漫然許可ある向あるやにて深く考慮ありたき旨御注意ありしか圖らざりき斯る集治監のあらんとは囚徒領置金は出獄後正業にありつくへき貴重の資金なれば容易に之を許可すへきにあらす然らざれば或は改悛を裝て官吏を欺き又出獄後再び犯罪に陥るへき親易き道理あるに本號記載の事實ありとせば實に嘆かばしき至りなり聞く三池集治監は隨分多額の領置金を有する囚徒多けれども最多額は壹圓五拾錢に制限し余程の事情あるにあらざれば最高額にまで達せしめす例ひ幾分の金額にもせよ疑はしきものは本籍地町村役場等に問合せ不得止事實たることを確かめされは許可せられざる趣なりと云ふ(筑南生投す)

雜 錄

明治廿六年中監獄の大紀事

温故知新は古人の金言舊を送りて新を迎へ將來の事業を企畫するには既往の事蹟に鑒照せざるへからず我が監獄事業に就ても亦然りとす既往の出來事に就

用に關しては是迄別に訓令せられたるものなく各府縣共巡查採用規則に準し採用し來りたり然るに各其適宜に任せたるものなれば或は選擇上甲乙其程度を異にし且つ一方に於ては巡查看守の間俸給にも差異ありたる爲め充分なる適任者を得る能はざるの憾ありしも今や看守俸給も巡查同様に改められ看守採用規則も亦訓令せられたれば看守採用及其選擇上に於ては當局者の便尠からざるへし而して看守採用規則第九條に於て此規則を施行する方法細目は警視總監北海道長官各府縣知事之を定め内務大臣に報告すべしとあれは追々各府縣に於ても之が細目を定め主務大臣に報告せらるゝならん聞くか如くんは從來細目を定め報告したる中には題目を改め聊の變更を加へたるのみにして名稱は細目なるも其實体に至ては本則同様のもの少しとせず細目に本則の條項を其儘若くは多少の變更を加へ再記するか如きは細目を設くるの所以にあらすして單に贅文なるのみならず立法上最も避けざる可らざるものにして其体裁を指する甚しきものなり余輩は當路者に於て充分の注意あらんことを希望するものなり

囚徒送金の件

ては其當時我が雜誌に登載して愛讀者諸君に報道し敢て遺する所なかりしかば今此に再び廿六年中の紀事を繰り替へすは事重複に似たれども然れども往事を喚起するは將來企畫の資料に供する便宜あらんかと思惟せらるゝまゝ左に事項の著しきものを掲げて愛讀者諸君の視聽を汚さんと欲す是れ温故知新の微衷に出つ諒察あらは幸甚

一、典獄會議 六月五日を期し集治監及廳府縣典獄

を内務省に召集せられて獄事改良上に係る要件を諮問せられ併せて通弊のある所を指摘訓示せられ大に獄事の均一と改良とを促進せられたり抑々典獄を内務省に召集せられて獄事を諮論せられたるは明治十七年以降始めてなり殊に内務大臣は親しく各典獄の意見を聴取せられ又自ら問題を以て各典獄の意見を徴せられたるに實に今回を以て嚆矢とす監獄改良の機運熟せりと云ふも過言にあらざるへし吾人は我が監獄事業の爲めに祝せざるを得ず

一、典獄の更迭 本年程典獄更迭の多きは未曾て見聞せざりし處なり典獄は獄事上の標的首腦なるを以て其首腦を改良して以て其末葉に及はしむ

るの主旨に外ならざるへし是亦獄事改良を企圖せらるゝの一端と見て不可なるへし

一、看守の俸給 十月勅令第百十五號を以て最下額六圓なりしを八圓と改められたり於是乎始めて

巡查と權衡を得るに至れり吾人は疾くより此の如くならんことを希望して止まず獨り俸給の點のみ

巡查と異なるは當に權衡を失するのみならず我か監獄改良の一大障礙たれば常に以て遺憾とせ

一、次第なりしか此勅令出て始めて我か監獄事業に活機を加へ大旱に雲霓を得たる心地せり看守

諸君は勿論當局者の歡喜左と察せられたり看守部長 十月内務省訓令第十六號を以て監獄

署にも設置し得ることゝせられたり是れ本支署相區別するの不利且不便あるを認められたるに

因るなるへし左もあるへし
一、教誨師 十日新官制に依り判任待遇を廢せらる是れ天爵に依らしむるの妥當なるを認められたるに因るなるへし

一、假留監 十月集治監及假留監官制の改正に依り假留監は集治監に附設せられ兵庫假留監は之を廢せられたり故に該監の聯合地方たりし京都府

るに至るへし

一、監獄巡閱 一見は百聞に若かすとの古諺に漏れす物事實際に當らざれば其眞像を得難し監獄巡

閱の如きは監獄改良上の一藥石なりと云はざるを得ず然るに内務省より巡閱に出掛けらるゝは

年に一度多くて二度而かも一隅のみにて全國に遍からず監獄巡閱の功蹟果して如何隔靴搔痒の

歎なき能はざりし昨年は九州地方の監獄巡閱ありしのみにて他に及ばざりし様に覺ゆ監獄の巡

閱は必要にして又一年に一回全國に普及せしめざるへからすとの御趣旨貫徹せしに因る乎内務

省に於て監獄巡閱内規てうものを設けられ(十九年監獄巡閱規)毎年少くとも一回全國各監獄を巡閱せ

しむと規定せられ又巡閱官も單に内務省參事官書記官に限らず内務大臣は所屬官吏をして巡閱

官に定らるゝことゝ改められたるを以て巡閱官は高等官のみならず判任官にても可なることゝ

相成りたり蓋し斯道に堪能練達せる者をして巡閱せしめんとするの主旨に外ならざるへし
終に臨んで一言す廿六年中は室扶斯赤痢等の傳染病獄内に侵入して今尙は撲滅に至らざる場所なしとせ

大坂府滋賀縣奈良縣福井縣石川縣富山縣和歌山縣は東京假留監聯合地方に兵庫縣鳥取縣島根縣岡山縣廣島縣山口縣德島縣香川縣愛媛縣高知縣は三池假留監聯合地方に改められたり

一、監獄の分課 従前は集治監は庶務課警守課作業課會計課醫務所教務所の四課二所府縣監獄署は庶務課警守課作業課經理課醫務所教務所の四課二所なりしか十一月集治監及府縣共同に第一課第二課第三課醫務所の三課一所と改められ一課一所を減せられたり

一、看守採用規則 十二月訓令第二十六號を以て發布せられたり看守採用規則の發布は此訓令を以て創始とす是によりて始めて各府縣均一の採用を爲すに至りたり但施行細則の設定如何に依りては又區々の採用方を生ずへし此義に就ては聯合府縣會議開設せらるゝ等の際に在て之が討究齊一の扱を致さるゝ様に協議を盡されんこと希望の至に堪へす

一、名籍原簿身分帖等 十二月訓令第二十九號を以て發布せられたり是れ待ちに待ちたるもの此發布に依り大に帖簿類のみならず事務の齊一を得

す廿七年は天の陰雨せざるに先たち牖戸を綢繆し事を未前に防制するの注意あらんと願はしけれ嗚呼

●囚人の訴願權に就て

監獄に於て紀律を履行するときは囚人の苦痛を感ぜんとも容易ならざるへく從て不當の情苦を懷く者も稀ならざるへし然れども時としては随分相當の情苦もなきにあらざるへし畢竟情苦を懷きて之を洩らすへき道なきは不可なり故に囚人に相應の訴願權を付與せんと必要なり是に至てか監獄則第五十條の規定あり

然れども巡閱官に訴願し得るの機會は極めて稀有なり地方の監獄は通例一年に二回集治監は一年に一回の外其機會あらざるなり果して然りとすれば如何なる緊急の情苦あるも六ヶ月若くは一ヶ月の間忍耐して待たざるへからず實に不便の至りならずや

近時新聞紙上に監獄の經理に關する怪報を記載すると稀ならず甚しきは官吏に不正の所業ありとて放免後囚人たりし者より裁判所に告訴するとさへあり

と是は勿論虛妄の空談なるへしと雖世人は監獄内部

湘南生

の狀態を詳悉せされは或は疑感を懷く者あらんも拙り難し實に監獄の爲めに不祥ならずと言ふへけんや
是併しながら一には在監の囚人に苦情を訴るの機會を與ふると十分ならざるに起因するにあらざるを得んや囚人に何時たりとも書面を以て情苦を訴へ得べき權利を付與すへしとの趣は曾て本誌に掲載しあるを見たり予輩は其事の實に必要なを信するなり故に左の趣意を以て速に相當の規定を設けられんことを切望するなり

囚人より監獄の監督官に提出せんとする訴願書は典獄の檢閱を経ず何時たりとも直に封緘して發送するを要す

若し又近きに監獄則の改正を見るの日あらんには現行監獄則第三十四條に左の如き一節を加ふるも可ならんか

監獄の監督官及裁判所に發送する信書は典獄の檢閱すへき限にあらす

●看守採用規則ニ就テ

看守採用規則は昨廿六年十二月十九日内務省訓令第二十六號を以て發布せられたり於是乎始めて全國等

る者も亦滿期後五年を経過せば看守に採用し得るかの解釋を待する向あり依て聞糺すに決して然らず者と云ふ文字にて區分あり即ち前略監視に付せられたる者及輕禁錮の刑に處せられ滿期後五年を経過せざる者ありて者の字にて切れ居るを以て滿期後五年を経過せば看守に採用し得らるゝものは只輕禁錮の場合あるのみ是れ文字上にて明かなる様思はるれと一言茲に感を解く

施行細目私按

第一條 看守を志願せんとする者は願書に履歷書及本籍市區町村長の身元證明書を添へ看守精勵證書を有する者は仍は其寫を添へ監獄署へ差出すへし
第二條 看守志願者あるときは先づ其資格を精査すへし但時宜に依り試験終結の後資格を精査するも妨けなし

第三條 身元保證人たる者は本府(縣)在職の判任官以上二名とす但一名は監獄所在地に定住の身元體かなるものを以てすることを得

第四條 身元保證人は本人身元に付終始擔保の責を有し本人就職したるときは三日以内に保證人を差出すへし

一に歸し看守の選擇上疎虞に失する憾なきを得ん尤施行方法細目の設定方如何に依りては自ら甲乙差違を生する義なれば之か設定も亦全國等一に出んことを望む今又看守採用規則の條文中二三の疑似に涉る事項に就き聞き込みし廉あるを以て其解釋并に施行細目私按を左に掲げて以て參考に供せんと欲す
看守採用規則第一條に試験を要せずして採用し得るものは看守精勵證書に有する者並に曾て看守長たりし者に限り巡査に於けるか如く陸軍現役滿期下士は之を除かれたり故に之を除かれたる理由如何是れ疑なき能はざる點なれども其理由とする所を聞くに監獄の改良を圖るには先づ看守の精選を要す而して看守の職たる在監人に直接し其慈母嚴父たるの位地に立つにありて一種特殊の技能を要する然るを無試験即ち特別任用の區域を廣くするときは自然と精選の要を失するに至るの恐あり是を以て滿期下士の如きも必ず試験の上採用すへきことと定められたる由
第二條第一項中輕禁錮の刑に處せられ滿期後五年を経過せざる者ある滿期後五年の文字は總て上文を受け重罪の刑又は重禁錮の刑に處せられ若くは同上の刑に處せらるへき罪を犯し單に監視に付せられた

第五條 看守志願者の中看守採用規則第二條に抵触する者又は身元保證人適實ならずと認むるものは試験を施行せざるへし

第六條 試験を執行せんとするときは豫め其期日を定め之を廣告すへし但時宜に依り指名試験を行ふことあるへし

第七條 體格ノ検査ハ監獄署第二課長並に監獄醫一名立會醫務所長之を行ふへし

第八條 技藝の試験科目は左の如し
一 刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法の内五問題
二 監獄則全施行細則の内四問題口述又は筆記とす

三 算術、加減乗除の内四問題筆算又は珠算とし本人の望に依らしむ

四 作文(普通往復文並に申告書)二題

五 筆跡、寫字楷書行書各五十字

第九條 技藝試験の時間は左の如し但口述試験の場合に適宜伸縮することを得

二 刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法 二時卅分間
二 監獄則、全施行細則 一時卅分間
三 作文 一時間

四 算術

一時間
五 筆跡 三十分

第十條 體格の試験に合格したる者に非れば學術の試験を行はす

第十二條 看守精勤證書を有し若くは曾て看守長たりし者に就ても時宜に依り特に體格検査のみを行ふことあるへし

第十二條 技藝試験の定點は毎科一百とし其總得點平均六十以上を以て及第とす但一科四十點に達せざるときは落第とす

第十三條 試験科目の點數は左の例に依り之を定むへし

一 刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法は通讀に誤謬なく其意義を解説し例證を誤らざるものを百點とし意義正しくして例證を誤り又は例證正しくして意義を誤るものは五十點とす其一小句の誤解若くは二字の誤讀毎に五點乃至十點を減す

二 監獄則、同施行細則は前項に全し
三 作文は全章の意義洞徹し問題并に實際の適切にして誤字なきものを百點とし文章拙しと雖

ることを得

第十九條 試験合格者にして歸監若くは轉宿するときは其旨を監獄署へ届出へし
(志願書、履歷書、身元證明書、身元保證書式は略す)

教 誨

明治廿六年十一月七日同八日北海道集治監に於て北海道集治監教誨師諮問會を開き典獄より十四題の諮問あり各員の答案を御通報致候尤も規程の改正案等に係るものは他日改正せられし本文を御通報致さんと此には相省き申候
明治廿六年十二月 樺戸 同情 會員

監獄雜誌記者 梧下

●北海道集治監教誨師諮問問題

第一 教誨規程第三條第一項總四教誨に於ける道義上の教誨に關する實驗如何

教誨規程とは北海道集治監に施行するものなり 第三條第一項に曰く 總四教誨免役日及日曜日午後總四を教誨堂に集め道義上の教誨をなすものとす

義明かにして誤字なきものは六十點とす誤字は二字毎に五點乃至十點を減す

四 算術は答式共に正しきものを百點とし其式正しくして答の違ひ居るものは一題毎に五點乃至十點を減す

五 筆跡は字體正しくして運筆合法のものを百點とし脱字又は誤字は二字毎に五點乃至十點を減す

第十四條 試験の成績は監獄署第二課長之を調査し試験成績表を調製し合格不合格の區別並に意見と付し立會官の連署を以て典獄に差出し典獄は知事に具申し採用の手續を爲すへし

第十五條 試験合格者は其成績に依り順次採用し若し一時に採用し難きときは欠員を待て採用すへし
第十六條 試験に不合格の者は爾後六ヶ月を経るにあらざれば再び試験を行はす

第十七條 試験合格者の氏名は便宜法を以て之を本人に知らしむへし

第十八條 本府(縣)監獄に在職の押丁にして滿二年以上勤続し品行方正にして相當の者は監獄署第二課長の承認を得るに於ては在職の儘看守を志願す

御諮問第一項に對する答申

教誨師 留 岡 幸 助

今答申の趣旨を明瞭ならしめんか爲め陳述すると左の如し

監獄教誨は宗教的な可きや將又道義的な可きやは一大問題なれば容易に斷按を下す可きにあらざると雖とも幸助平素懷抱する説と從來經驗し來りたる實跡に依れば道義教誨は最も適當なる一方法と思惟す世に唱道する一派の教誨主義は道義を基本として説く可しと論じ他の一派の説は全然宗教主義を取る可しと言ふにあり故に前二極端なる論者の説を批評し合せて自説を述べれば今回の御諮問に對する答按は自から明かなる可しと信す

第一 儒教的道義教誨 該論を主張する論者の代表として擧ぐれば明治廿五年中監獄學雜誌中に現はれたる痴山生の論稿とす其梗概を掲ぐれば

吾國は多年儒教的道徳を以て養成されたれバ儒教は一般の教となれり故に監獄教誨は此一般に行はれし儒教主義の道義を以てするの基本となし之に類似する道義を併説せば効多からんと云ふにあり而して痴山生は尙ほ論して曰く

宗教なるものは現今歐米各國に於て衰兆あれば監獄教誨は儒教主義ならざるべからずと

議論の極端なる點を批評せば人心教化に有爲有力なる宗教を拒んで單に薄弱なる道義のみに頼らんとするの欠典あり而して現今歐米各國に宗教の衰兆ありと云ふは事實を知らざるの言のみ余の見る處を以てせば宗教の効驗著るしきは皆に監獄教誨のみならず其他の監獄事業に於ても宗教力を含まざるものを見ず余が言の失當ならざることを知らんと欲せば歐米各國に現實行はるる監獄教誨及び其事業を精察せよ然らば自から明かならん

レビール曰く

宗教感情は人性の他の要素と附着するときは其要素を熱し且つ強からしむるものなり誰れか愛國心犧牲の精神及諸種の事業が宗教的感情と聯結して特別の勢力を得ることを知らざらんや

モ―セス、ヒルスバライ曰く

宗教なくして監獄教誨の目的を達せんとするは恰かも海圖及羅針盤なくして航海を全ふせんとするが如し

抑も宗教なるものは衰頽したる心靈上に生命を與へ

して其存在は堅固にして且つ悠久ならざるを得ず殊に單純の道理は之を説くこと極めて巧妙なるも尙ほ聽者を感じせしむること甚だ鈍く彼の愚到周密なる法語説教の輕妙にして而も容易に俗聽の頑耳に聳動せしむるの比にあらざればなり

此論一應尤もらしく聞ゆると雖も精思熟考せば大に非なる點少なからず之を故障を列舉せば

一 論者の説は宗教と道義の區別充分ならざるの憾みあり

論者は道理の存する處疑ひ必ず之に起り疑の有る處迷ひ從て之に生し溯回逆轉して復遂に本來愚痴の凡夫に歸するの恐れありと言ふと雖も幾回之れを精思熟考するも道理の存する處疑ひ必ず之に起りの文字解する能はず恐らくは道理の二字は吾人が唱道する處の道義を意味するものならん乎果して然りとせば誤見も亦甚しと言はざる可からず余の見る所を以てせば道義教誨こそ輕妙單調にして疑惑の起るべき餘地なけん君に忠、親に孝、人に親切、虚言は吐く可らずと教誨するに疑惑の生ずるとせば何事を教へてか群疑百出せざらん此に反して宗教なるものは人倫以上の天倫を説くものなれば論鋒自ら人事

靈性を健全活潑ならしめ以て死せるか如きものを活動ならしむるものなり其故に宗教は道義の上にありて其意道義に優りて潤大なるものなり監獄教誨の困難なるは石田に收穫を期するてふ卑謬の如く至難なるものなれば皆に其一方法たる道義教誨のみを以て其効を收めんとするは淺慮も又甚しと謂つべし此れ即ち痴山生の道義教誨に質問して又同論を拒否する所以なり

第二 宗教的教誨主義 此派の説を代表するものは監獄則講義第三百七十九頁及三百八十頁にある小河滋次郎氏の説あり其文に曰く

監獄教誨は宗教的なる可きや將道理のなる可きやの問題に於ては徹頭徹尾宗教的教誨の主義を取るを必要なりと信す蓋し宗教的感化は之を道義的感化に比すれば其効驗顯著にして且つ悠久なりと謂はざるを得ず何と云へば道理の存する處疑必す之れに起り疑のある處迷從て之れに生し迴回逆轉して復た終に本來愚痴の凡夫に歸するの恐れあり此に反して彼の宗教なるものは必ず一の本尊と崇拜する處の主体ありて本尊のある處曾て一點の疑ひを容るゝを許さず信仰即ち轉迷開悟の存する處に

外に馳驅することあり假令は未來を説き、天道を示し、神を説し、佛を講する等、人間以上幽冥の理多ければ疑ひ必らず之に起らんとするは自然の道行と云ふ可し此れ論者の説に服する能はざる所以の一つなり

二 論者の説は國狀を詳にせざる點あり

歐米各國は元來宗教多派あるにも係はらず同じ耶蘇教なれば宗教々誨を以て監獄一般の教誨とするは怪しむべきにあらざると雖も吾國今日の如く宗教區々に分れ甲の是とする宗教乙の非とする處となり乙のは甲の非たる時に際して假令罪囚に施す教誨にせよ國教臭味を帶びしめて以て教誨するは理に於て穩當ならず由し一般に向て一宗教を説くことあるにもせよ論者が望む如き効果は收む可らざると信す

三 人の自由意志を拒むの嫌ひあり

在監者をして自由を或點まで奪ふことは刑を執行する監獄に於て當然の理と雖も心靈の自由まで束縛せんとするは淺慮と謂つべし殊に宗教自由の如きは自由中最も大なるものなり然るを外部の規律を以て一時抑壓すも雖も終迄完ふし得るものにあらざると殊に國民として宗教自由なることは憲法二十八條に明文あり

る位なれば罪囚の宗教も亦た各自の撰擇に委ぬることとは智者の執るべき方針なりとす

四 論者の説は偽善者を造るの恐あり

若し監獄の方針として其教誨を宗教主義に取るとせば偽善者を起すの恐ありきさなきだに在監者の常として偽善を装ひ諂諛の餘蘆を實にするは平素吾人の見る處なり然るに監獄教誨の主義は宗教的なりと聞けば恐らく偽善を装ひ巧に宗教家らしくなるもの多かるべし余多年罪囚と直接して目撃したる一事實は是れなり

五 論者の言の如く監獄教誨は徹頭徹尾宗教的主義を取るを必要なりとせば何れの宗教を最も是として取る可きか食物に滋養分多きものと多からざるものとある如く宗教にも健全なる主義と健全ならざる主義あるは明かなる事實なり論者の言の如く宗教を以て徹頭徹尾監獄教誨に採用すべしとせば可成的健全なる宗教主義を取らざる可らず此を執らざる可らざることをせば至高至益の宗教を撰擇せざる可らず恐らくは此事爲し能はざるべし假令爲し能ふとするも之を一般に定むることは出来得べからざるべし之を要するに余が前述に極端派に賛同すると共に同

説を拒絶する所以は二派共に道義宗教の兩極端に走れはなり故に吾人か是とする説は兩派を折衷して其中庸を撰み道義教誨を總囚に向てなし宗教々誨を在監者各自の撰擇に向て奨勵せし罪囚を感化する二大

作因として其目的を達すべし

北海道集治監獄教誨規程第三條教誨の方法を分て左の

五種となす其第一に

總囚教誨 免役日及日曜日午後總囚を教誨堂に集め道義上の説教をなすものとす

其第四に

宗教教誨 免役日及日曜日總囚教誨の前若くは後

志望者を集め各自奉信の宗教を以て轉心回意の誘導をなし又各自の志望に任じ隨意講讀せしむるものとす

同規程第十六條

宗教は各自の自由に委ねて其皈依妨く可らず

余が説此と異ならず余か多年實験し來りたる經驗は監獄の主義として一般に道義を説き各自の撰擇に宗教を任せたるが爲め在監者一般は吾人が教誨する道義につき不快の念を起さず却て嚴正なる道義は人の守らざる可らざるを感激せり宗教信徒も亦た一般に宗教を押付け間敷説きしよりは比較的に多數の歸依者を起したる實あり如斯理由あるを以て教誨は一般に道義を説き宗教は個人の撰擇に委するの有効なるを信するなり

(以下次號)

○豫約出版廣告

八木秀太郎譯

○格氏監獄學

(第一回分)

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偏く雷名を轟かし本邦に於ても故ゼーバツハ氏の口に藉りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアビート監獄クローチ老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號を博したる程の有益なる大著述にして其有用缺くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此舉あるに至れり本來原書は六百餘頁の大冊なれば一時に之れを出版するは自他の不便なるべきか故に暫く不緊切なる第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪に刑罰第三篇獄舎の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附録の諸部を大凡毎月一回づゝ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり又最後回には有益なる統計表數種并に繪圖幾枚を添付すへし然るに譯者は勿論本會に於ても専ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することなれば只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別なる割引法を設けたり蓋し監獄官吏諸君は悉皆多人數一所に集合し居らるゝに由り此割引法の利益を享受せられざるもの恐くは一人もなかるべし唯切に望む各監獄署に於て代金取經方を協議ありて雙方の手續を要せざる様深く御配慮あらんことを

豫約出版方法

- 一 第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず必印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし
 - 一 冊子は大版一頁十四行三十字詰とす
 - 一 一集の紙數凡百頁以上にして每集假表紙を付す
 - 一 全部完成の後郵稅往復とも自辦送付せられしときは本會に於て製本費を負擔し堅牢美麗なる表紙を贈呈す
 - 一 豫約代價は一回分一部限金二十錢二十部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事
 - 一 申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし
 - 一 送本の郵稅は本會にて支辨す
 - 一 送金は郵便爲換として東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし
 - 一 豫約申込期限は當分の内
- 右の通相定候間例に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

東京四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會出版部

豫約出版稟告

文學士 春日秀朗著
會計法及會計規則詳解 全壹冊

此豫約正價七十五錢但郵送稅共(郵券代用二割増)

本書ハ今回會計檢査院檢査官補ヨリ逕信省鐵道事務官ニ轉任セラレタル春日秀朗氏ノ著ニシテ氏ガ曩ニ專ラ實際上ノ適用ヲ主トシ註釋セラレタルモノアルヲ這回會計規則ノ改正ニ際シ改正ノ條文ニ據リ更ニ改訂増補シテ世ニ公ニセラレントス

○歳入ヲ測定スル官吏○收入官吏○仕拂命令官○現金前渡ヲ受クル官吏○出納官吏代理官○出納官吏分任官○金庫役員○工事又ハ物品賣買ノ契約ヲ擔任スル官吏○官廳ノ工事又ハ物品ノ供給ニ從事スル商人

前記ノ外荷モ會計法會計規則ヲ攻究セントスル方々ハ坐右欠クヘカラサル珍書ナリ

○本書ハ會計規則ノ改正ニ付テ大藏省ヨリ發セララルハ所ノ省令訓令等及檢査院ヨリ達セララルハ所ノ改正證明規程等ハ網羅シテ之ヲ附載スヘシ
○本書ハ改正會計規則ノ新設ニ係ル出納官吏分任官ノ性質責任及一般辨償責任ノコトニ付キ最モ詳細ニ説明セリ

豫約申込期限

本年十二月二十五日限リ但豫約代金郵便爲替ハ同日限マテ
附言市内ニ限リ豫約御申込ノ節ハ御郵報次第豫約集金人可差出候
出 版 期 限 廿七年一月二十五日限製本出來

豫約申込所

東京市日本橋區南茅場町四十五番地

春日利兵衛

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
●全 署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部 前金五錢五厘(全)

●一府署內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、并ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信川郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任 磯村 兌 貞

明治廿七年一月廿五日發行

發行人兼編輯人

印刷人

(明治二十六年六月三十日逕信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶警察監獄學會
支會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會
印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社